

第16回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2018年6月25日(月曜日)
午前10時(受付開始 午前8時45分)

場 所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」(主会場)

※主会場が混雑した場合は、別会場をご案内させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役13名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件





ご挨拶

株主の皆様におかれましては、
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼
申し上げます。

ここに、第16回定時株主総会招集
ご通知をお届けいたします。

取締役社長 永野毅

目 次

■ 第16回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	4
■ 添付書類	
・ 事業報告	21
・ 連結貸借対照表	44
・ 連結損益計算書	45
・ 貸借対照表	46
・ 損益計算書	47
・ 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	48
・ 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本	49
・ 監査役会監査報告書謄本	50
■ ご参考：当社のコーポレートガバナンスの体制等	52
■ トピックス	58

証券コード 8766
2018年5月31日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
東京海上ホールディングス株式会社
取締役社長 永 野 毅

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、3頁の「議決権行使のご案内」に記載のとおり書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。4頁から20頁までの「株主総会参考書類」をご検討いただき、2018年6月22日(金曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2018年6月25日(月曜日)午前10時 (受付開始 午前8時45分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」 (主会場)
 - 主会場が混雑した場合は、別会場をご案内させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
 - ご発言は主会場にて承りますので、ご発言を希望される株主様は、主会場へご入場ください。

3. 目的事項

- 報告事項**
- 2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役13名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

~~~~~  
○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

①事業報告のうち「1. 保険持株会社の現況に関する事項」の「(3) 企業集団の主要な事務所の状況」および「(5) 企業集団の主要な借入先の状況」、「5. 新株予約権等に関する事項」、「8. 業務の適正を確保するための体制」の「内部統制基本方針」ならびに「9. 特定完全子会社に関する事項」

②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表

③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①から③までの書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載させていただきます。

## 議決権行使のご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

| 株主総会ご出席                                                                                                                   | 書 面                                                                                                                                   | インターネット                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。</p> |  <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> |  <p>当社指定の議決権行使サイト (<a href="https://evote.tr.mufig.jp/">https://evote.tr.mufig.jp/</a>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。</p> |
| <p><b>株主総会開催日時</b></p> <p><b>2018年6月25日 (月)</b><br/>午前10時</p>                                                             | <p><b>行使期限</b></p> <p><b>2018年6月22日 (金)</b><br/>午後5時までに到着</p>                                                                         | <p><b>行使期限</b></p> <p><b>2018年6月22日 (金)</b><br/>午後5時までに行使</p>                                                                                                                                                 |

### インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記のシステムに関するお問合せ先までお問合せください。

### システムに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

電話 **0120-173-027** (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

### その他のお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-232-711** (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後5時まで (土日休日を除く)

### 機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。



# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき80円とさせていただきたいと存じます。中間配当として1株につき80円お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき160円となります。これは、前年度の年間配当である1株につき140円に比べ、20円の増配となります。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

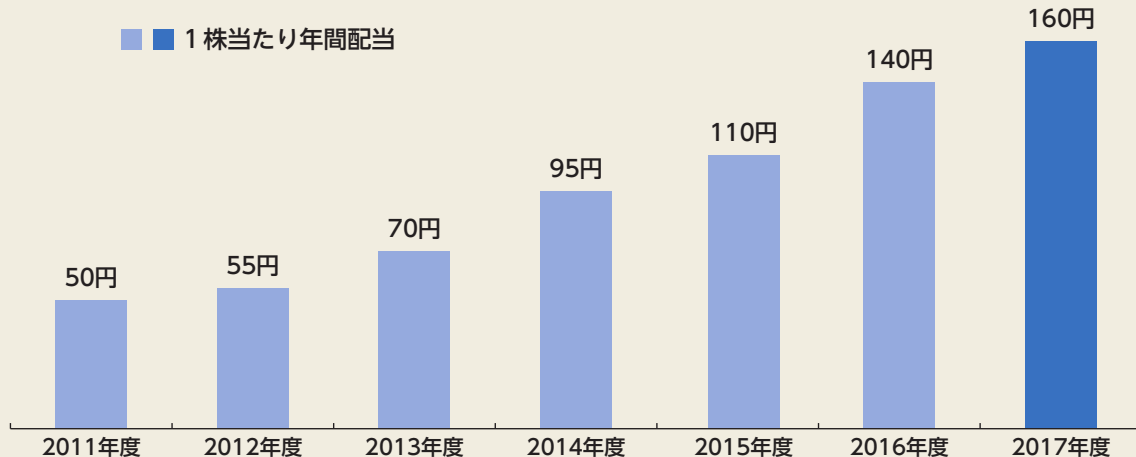
当社普通株式1株につき金80円 総額58,034,658,080円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2018年6月26日

### ご参考：1株当たり年間配当の推移

■ 1株当たり年間配当



## 第2号議案 取締役13名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役13名全員が任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                               | 現在の当社における地位および担当 |                                                |
|------------|-----------------------------------|------------------|------------------------------------------------|
| 1          | 再 任 隅 修三<br>すみ しゅうぞう              | 取締役会長            | —                                              |
| 2          | 再 任 永野 毅<br>なが の つよし              | 取締役社長            | グループCEO、グループカルチャー総括                            |
| 3          | 再 任 藤井 邦彦<br>ふじ い くに ひこ           | 取締役副社長           | グループリスク管理総括<br>リスク管理部                          |
| 4          | 再 任 藤田 裕一<br>ふじ た ひろ かず           | 専務取締役            | グループ資産運用総括<br>財務企画部、経理部、監査部                    |
| 5          | 再 任 湯浅 隆行<br>ゆ あさ たか ゆき           | 専務取締役            | グループ資本政策総括<br>経営企画部、法務部、コンプライアンス部              |
| 6          | 再 任 北沢 利文<br>きた ざわ とし ふみ          | 取締役              | —                                              |
| 7          | 再 任 中里 克己<br>なか ざと かつ み           | 取締役              | —                                              |
| 8          | 再 任 三村 明夫<br>み むら あき お<br>独立役員    | 社外取締役            | —                                              |
| 9          | 再 任 佐々木 幹夫<br>さ さ き み き お<br>独立役員 | 社外取締役            | —                                              |
| 10         | 再 任 江川 雅子<br>え がわ まさ こ<br>独立役員    | 社外取締役            | —                                              |
| 11         | 再 任 御立 尚資<br>み たち たか し<br>独立役員    | 社外取締役            | —                                              |
| 12         | 新 任 岡田 誠<br>おか だ まこと              | 専務執行役員           | グループ事業戦略・シナジー総括、<br>グループデジタル戦略総括<br>事業戦略部      |
| 13         | 新 任 小宮 暁<br>こ みや さとる              | 専務執行役員           | 海外事業総括<br>海外事業企画部(北米(エイチシー<br>ー社)、オセアニア、再保険事業) |

候補者番号

1

再任



す み

隅

しゅう

修

ぞう

三

生年月日

1947年7月11日

#### 略歴、地位および担当

1970年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2000年 6 月 同社取締役海外本部ロンドン首席駐在員  
2002年 6 月 同社常務取締役  
2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
2005年 6 月 同社専務取締役  
2007年 6 月 同社取締役社長  
2007年 6 月 当社取締役社長  
2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長  
2013年 6 月 当社取締役会長(現職)  
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社相談役(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社相談役  
株式会社三菱UFJ銀行取締役(社外取締役)  
ソニー株式会社取締役(社外取締役)  
株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)  
一般社団法人日本経済団体連合会副会長

#### ■ 取締役候補者とした理由

隅 修三氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画業務や国内保険営業に従事し、同社取締役ロンドン首席駐在員等を経て、同社および当社の取締役社長および取締役会長を歴任しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 隅 修三氏の所有する当社の株式の数は、63,905株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



候補者番号

2

再任



なが

の

つよし

永

野

毅

生年月日

1952年11月9日

## 略歴、地位および担当

1975年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2003年 6 月 同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長  
2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長  
2006年 6 月 同社常務執行役員  
2008年 6 月 同社常務取締役経営企画部長  
2008年 6 月 当社取締役  
2009年 6 月 当社取締役退任  
2010年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役  
2011年 6 月 当社専務取締役  
2012年 2 月 当社専務取締役海外事業企画部長  
2012年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長  
2012年 6 月 当社取締役副社長海外事業企画部長  
2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長  
2013年 6 月 当社取締役社長(現職)  
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長(現職)

## &lt;担当&gt;

グループCEO、グループカルチャー総括

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役会長

## ■ 取締役候補者とした理由

永野 毅氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事し、同社取締役社長を経て、現在はグループCEOとして東京海上グループ全般の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 永野 毅氏の所有する当社の株式の数は、22,100株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

再任



ふじ い くに ひこ  
藤 井 邦 彦

生年月日

1955年6月18日

#### 略歴、地位および担当

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1978年 4 月 | 東京海上火災保険株式会社入社           |
| 2009年 6 月 | 当社執行役員海外事業企画部部长          |
| 2012年 6 月 | 当社常務執行役員                 |
| 2014年 6 月 | 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役      |
| 2014年 6 月 | 当社常務取締役                  |
| 2015年 4 月 | 当社専務取締役                  |
| 2015年 4 月 | 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役      |
| 2015年 6 月 | 同社専務取締役退任                |
| 2015年 6 月 | 当社専務執行役員                 |
| 2016年 6 月 | 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役      |
| 2016年 6 月 | 当社専務取締役                  |
| 2017年 4 月 | 当社取締役副社長(現職)             |
| 2017年 4 月 | 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長(現職) |

<担当>

グループリスク管理総括、リスク管理部

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

藤井邦彦氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に財務企画や海外保険事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてM&Aを中心とした海外事業戦略や海外ERMを担当し、現在は当社の取締役副社長としてグループのリスク管理を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注)
1. 藤井邦彦氏の所有する当社の株式の数は、12,000株であります。
  2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. ERMとは、当社が経営の基軸に据えているリスク管理手法であり、企業価値の拡大に向けて、リスク対比での資本の十分性および収益性を意思決定の指標として活用するものであります。

候補者番号

4

再任



ふじ た ひろ かず  
藤田裕一

生年月日 1956年5月12日

# 略歴、地位および担当

1980年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2011年6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長  
2011年6月 当社執行役員経理部長  
2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役経理部長  
2012年6月 当社常務取締役経理部長  
2013年7月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
2013年7月 当社常務取締役  
2017年4月 当社専務取締役(現職)  
2017年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

## <担当>

グループ資産運用総括、財務企画部、経理部、監査部

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

藤田裕一氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理業務に従事した後、同社および当社の業務執行役員として経理、財務企画を担当し、現在は当社の専務取締役としてグループの資産運用を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 藤田裕一氏の所有する当社の株式の数は、14,550株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

再任



ゆ あさ たか ゆき  
湯浅隆行

生年月日 1958年5月5日

# 略歴、地位および担当

1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社  
2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長  
2014年9月 同社取締役社長退任  
2014年10月 当社常務執行役員  
2015年6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役  
2015年6月 当社常務取締役  
2018年4月 当社専務取締役(現職)  
2018年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

## <担当>

グループ資本政策総括、経営企画部、法務部、コンプライアンス部

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

湯浅隆行氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、経営企画、財務、経理業務および国内生損保事業に従事した後、同社および当社の業務執行役員としてリスク管理を総括し、現在は当社の専務取締役としてグループの資本政策を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 湯浅隆行氏の所有する当社の株式の数は、11,200株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

再任



きた ざわ とし ふみ  
北 沢 利 文

生年月日 1953年11月18日

#### 略歴、地位および担当

1977年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2008年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役企画部長  
2009年 6 月 同社専務取締役企画部長  
2009年 7 月 同社専務取締役  
2010年 6 月 同社取締役社長  
2010年 6 月 当社取締役  
2014年 3 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長退任  
2014年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長  
2014年 6 月 当社副社長執行役員  
2016年 3 月 当社副社長執行役員退任  
2016年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長(現職)  
2016年 6 月 当社取締役(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

北沢利文氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画や国内保険営業、グループ会社経営に従事した後、東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長を経て、現在は東京海上日動火災保険株式会社の取締役社長として同社の経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 北沢利文氏の所有する当社の株式の数は、37,050株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

7

再任



なか ざと かつ み  
中 里 克 己

生年月日 1963年 2 月 7 日

#### 略歴、地位および担当

1985年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2016年 4 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役営業企画部長  
2017年 4 月 同社取締役社長(現職)  
2017年 6 月 当社取締役(現職)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長

#### 取締役候補者とした理由

中里克己氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や営業推進業務に従事した後、現在は東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長として経営の指揮を執っています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 中里克己氏の所有する当社の株式の数は、4,500株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

8

再任

独立役員



み むら あき お  
三 村 明 夫

生年月日

1940年11月2日

## 略歴、地位および担当

1963年4月 富士製鐵株式会社入社  
1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役  
1997年4月 同社常務取締役  
2000年4月 同社代表取締役副社長  
2003年4月 同社代表取締役社長  
2008年4月 同社代表取締役会長  
2010年6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役  
2013年6月 同社相談役  
2013年11月 同社相談役名誉会長(現職)

## 重要な兼職の状況

新日鐵住金株式会社相談役名誉会長  
日本郵政株式会社取締役(社外取締役)  
株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役)  
株式会社産業革新機構取締役(社外取締役)  
株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役)  
日本商工会議所会頭  
東京商工会議所会頭

## ■ 社外取締役候補者とした理由

三村明夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

## ■ 独立性について

1. 三村明夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が相談役名誉会長として在任している新日鐵住金株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

## ■ 主な活動状況

1. 三村明夫氏は、当年度に開催した11回の取締役会のうち9回に出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

(注) 1. 三村明夫氏の所有する当社の株式の数は、5,900株であります。

2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

9

再任

独立役員



さ さ き み き お  
佐々木 幹 夫

生年月日

1937年10月8日

#### 略歴、地位および担当

1960年 4 月 三菱商事株式会社入社  
1992年 6 月 同社取締役  
1994年 6 月 同社常務取締役  
1998年 4 月 同社取締役社長  
2004年 4 月 同社取締役会長  
2010年 6 月 同社取締役相談役  
2011年 6 月 同社相談役  
2011年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)  
2016年 4 月 三菱商事株式会社特別顧問(現職)

#### 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社特別顧問  
株式会社三菱総合研究所取締役(非業務執行取締役)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

佐々木幹夫氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

#### ■ 独立性について

1. 佐々木幹夫氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が特別顧問として在任している三菱商事株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は同社の連結収益および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

#### ■ 主な活動状況

1. 佐々木幹夫氏は、当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注) 1. 佐々木幹夫氏の所有する当社の株式の数は、2,400株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
  4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
  5. 同氏が社外取締役として在任していた三菱自動車工業株式会社においては、同氏の在任中である2016年4月に、同社製車両の燃費試験において不正行為があったことが判明し、同年9月には、不正判明後の燃費値の再測定においても、測定方法の趣旨に反する不正な取扱いを行っていたとの指摘が国土交通省からなされました。また、同社は、当該不正行為があった車両のカタログ等の表示について、遅くとも2016年4月から景品表示法に違反する行為があったとして、2017年1月および同年7月に、消費者庁から措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、いずれの事実についても、事前には認識していませんでしたが、日頃から取締役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起していました。事後には、2016年6月までの同社在任中に判明した事実について、徹底した調査および再発防止を指示しました。



候補者番号

10

再任

独立役員



え がわ まさ こ  
江 川 雅 子

生年月日

1956年9月7日

## 略歴、地位および担当

1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社  
1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社  
1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社  
1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社  
2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長  
2009年4月 国立大学法人東京大学理事  
2015年3月 同法人理事退任  
2015年6月 当社取締役(社外取締役、現職)  
2015年9月 一橋大学大学院商学研究科教授  
2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科教授(現職)

## 重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科教授  
三井不動産株式会社取締役(社外取締役)  
旭硝子株式会社取締役(社外取締役)

### ■ 社外取締役候補者とした理由

江川雅子氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由により同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

### ■ 独立性について

1. 江川雅子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

### ■ 主な活動状況

1. 江川雅子氏は、当年度に開催した11回の取締役会のうち10回に出席しました。
2. 同氏は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注) 1. 江川雅子氏の所有する当社の株式の数は、1,600株であります。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

11

再任

独立役員



御 立 尚 資

生年月日

1957年1月21日

#### 略歴、地位および担当

1979年 4 月 日本航空株式会社入社  
1993年10月 ポストンコンサルティンググループ入社  
1999年 1 月 同社ヴァイス・プレジデント  
2005年 1 月 同社日本代表、シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター  
2016年 1 月 同社シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター  
2017年 6 月 当社取締役(社外取締役、現職)  
2017年10月 ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー(現職)

#### 重要な兼職の状況

ポストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー  
楽天株式会社取締役(社外取締役)  
DMG森精機株式会社取締役(社外取締役)  
ユニ・チャーム株式会社取締役(社外取締役)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

御立尚資氏は、社外取締役候補者であります。

同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

#### ■ 独立性について

1. 御立尚資氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏がシニア・アドバイザーとして在任しているポストンコンサルティンググループと当社および当社保険子会社との間にはコンサルティング取引がありますが、その取引規模は同社の連結売上高および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

#### ■ 主な活動状況

1. 御立尚資氏は、同氏の取締役就任後、当年度に開催した9回の取締役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、取締役会において、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。

- (注)
1. 御立尚資氏の所有する当社の株式の数は、100株であります。
  2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  3. 同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
  4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

12

新任



おか

岡

だ

田

まこと

誠

生年月日

1960年3月6日

## 略歴、地位および担当

1982年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員営業企画部長  
2014年 4 月 同社常務執行役員営業企画部長  
2014年 5 月 同社常務執行役員営業企画部長退任  
2014年 6 月 当社常務執行役員  
2018年 4 月 当社専務執行役員(現職)  
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

## &lt;担当&gt;

グループ事業戦略・シナジー総括、グループデジタル戦略総括、  
事業戦略部

## 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

## ■ 取締役候補者とした理由

岡田 誠氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や人事企画、営業企画業務に従事した後、当社の業務執行役員としてアジアをはじめとする海外保険事業を担当し、現在は当社の専務執行役員としてグループの事業戦略、シナジー実現への取組みおよびデジタル戦略を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 岡田 誠氏の所有する当社の株式の数は、4,500株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

13

新任



こ みや さとる  
小 宮 暁

生年月日

1960年8月15日

#### 略歴、地位および担当

1983年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社  
2012年 6 月 日新火災海上保険株式会社取締役常務執行役員  
2013年 4 月 同社取締役常務執行役員改革推進本部副本部長  
2015年 3 月 同社取締役常務執行役員改革推進本部副本部長退任  
2015年 4 月 当社執行役員経営企画部長  
2016年 4 月 当社常務執行役員  
2018年 4 月 当社専務執行役員(現職)  
2018年 4 月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役(現職)

<担当>

海外事業総括、海外事業企画部(北米(エイチシーシー社)、オセアニア、再保険事業)

#### 重要な兼職の状況

東京海上日動火災保険株式会社専務取締役

#### ■ 取締役候補者とした理由

小宮 暁氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や人事企画、営業企画業務、グループ会社経営に従事した後、当社の業務執行役員として海外保険事業を担当し、現在は当社の専務執行役員として海外保険事業を総括しています。同氏を取締役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、取締役会の構成員として、重要な業務執行の決定および他の取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 小宮 暁氏の所有する当社の株式の数は、6,100株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. エイチシーシー社とは、米国に本社を置く当社の子会社であるエイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドおよびその傘下の会社で構成する企業グループの総称をいいます。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、監査役 玉井孝明、川本裕子および和仁亮裕の各氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

独立役員



#### 略歴および地位

1979年 4 月 弁護士(現職)  
1987年 5 月 三井安田法律事務所  
2004年12月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ  
2014年 5 月 伊藤見富法律事務所(外国法共同事業モリソン・フォー  
スター外国法事務弁護士事務所)  
2014年 6 月 当社監査役(社外監査役、現職)

#### 重要な兼職の状況

弁護士

わ に あき ひろ  
和 仁 亮 裕

生年月日

1951年9月1日

#### ■ 社外監査役候補者とした理由

和仁亮裕氏は、社外監査役候補者であります。

同氏を社外監査役候補者とした理由は、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する同氏の見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由により同氏が社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

#### ■ 独立性について

1. 和仁亮裕氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。

#### ■ 主な活動状況

1. 和仁亮裕氏は、当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。
2. 同氏は、長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、取締役会および監査役会において、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。

(注)

1. 和仁亮裕氏は、当社の株式を所有していません。
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

新任



もり

森

しょう

正

ぞう

三

生年月日

1956年10月9日

#### 略歴および地位

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 1980年 4 月 | 東京海上火災保険株式会社入社             |
| 2011年 6 月 | 東京海上日動火災保険株式会社執行役員個人商品業務部長 |
| 2013年 6 月 | 同社常務取締役                    |
| 2016年 4 月 | 当社常務執行役員                   |
| 2017年 4 月 | 当社専務執行役員                   |
| 2017年 4 月 | 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役        |
| 2018年 3 月 | 当社専務執行役員退任                 |
| 2018年 3 月 | 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役退任      |

#### ■ 監査役候補者とした理由

森 正三氏は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内保険営業や商品企画業務に従事した後、当社の業務執行役員としてグループの保険引受・保有政策を総括しました。同氏を監査役候補者とした理由は、こうした豊富な経験と実績を活かして、適切な監査機能を果たすことを期待するためであります。

- (注) 1. 森 正三氏の所有する当社の株式の数は、12,000株であります。  
2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



候補者番号

3

新任

独立役員



おお つき な な  
大 槻 奈 那

生年月日

1964年9月17日

## 略歴および地位

1988年 4 月 三井信託銀行株式会社入行  
 1994年 6 月 パリ国立銀行入行  
 1998年 3 月 HSBC証券会社入社  
 2000年 1 月 スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社日韓金融機関格付チームヘッド  
 2005年12月 UBS証券株式会社調査部マネジング・ディレクター  
 2011年 6 月 メリルリンチ日本証券株式会社マネジング・ディレクター  
 2015年 9 月 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授(現職)  
 2016年 1 月 マネックス証券株式会社執行役員チーフ・アナリスト(現職)  
 2018年 4 月 二松学舎大学国際政治経済学部客員教授(現職)

## 重要な兼職の状況

マネックス証券株式会社執行役員チーフ・アナリスト  
 名古屋商科大学大学院マネジメント研究科教授  
 株式会社クレディセゾン取締役(社外取締役)

## ■ 社外監査役候補者とした理由

大槻奈那氏は、社外監査役候補者であります。

同氏を社外監査役候補者とした理由は、長年の金融機関におけるアナリストとしての経験を通じて培われた企業経営に関する同氏の見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するためであります。

## ■ 独立性について

1. 大槻奈那氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。
2. 同氏は、20頁に記載の社外役員の独立性判断基準を満たしています。
3. 同氏が執行役員として在任しているマネックス証券株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社は、当社金融子会社が組成する公募投資信託を販売していますが、その販売手数料の規模は同社の営業収益および当社の連結経常収益(連結売上高に相当)のいずれに対しても1%未満であります。

- (注) 1. 大槻奈那氏は、当社の株式を所有していません。  
 2. 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 同氏の選任が承認された場合、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

## ご参考

### 社外役員の独立性判断基準 **別表**

#### (東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針第16条)

当社の社外取締役および社外監査役については、以下のいずれにも該当しない場合に、当社からの独立性があると判断する。

- ①当社またはその子会社の業務執行者である者
- ②過去10年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者であった者
- ③当社もしくは主な事業子会社を主要な取引先とする者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、その連結売上高の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ④当社もしくは主な事業子会社の主要な取引先である者(直近事業年度における当社または主な事業子会社との取引額が、当社の連結経常収益の2%以上の者をいう。)またはその業務執行者である者
- ⑤当社もしくは主な事業子会社が、その資金調達において必要不可欠とし、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者である者
- ⑥当社または主な事業子会社から寄付を受けている法人、組合その他の団体であって、直近事業年度における当該寄付の額が一定額(1,000万円または当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるものの業務執行者である者
- ⑦当社またはその子会社の取締役、監査役または執行役員の配偶者または三親等以内の親族である者
- ⑧当社または主な事業子会社から役員報酬以外に報酬を受けているコンサルタント、会計士、弁護士その他の専門家であって、直近事業年度における当該報酬の額が一定額(1,000万円または当該専門家が所属する法人、組合その他の団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い額をいう。)を超えるもの
- ⑨直近事業年度末において、当社の総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する者またはその業務執行者である者

以上

## 添付書類

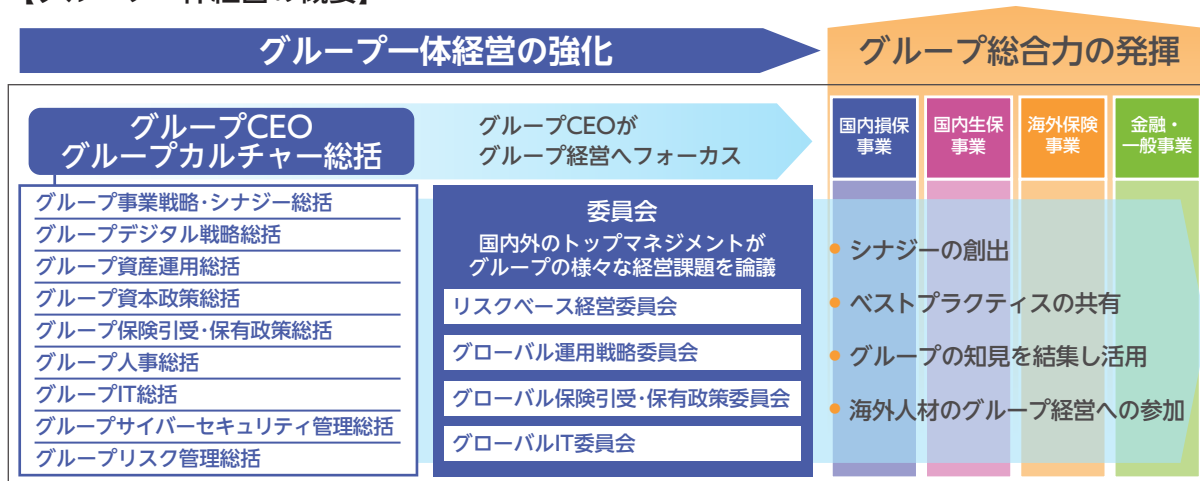
### 2017年度〔2017年4月1日から2018年3月31日まで〕事業報告

#### 1. 保険持株会社の現況に関する事項

##### (1) 企業集団の事業の経過及び成果等

- 当年度の世界経済は、北朝鮮や中東情勢の緊迫化により、地政学リスクが高まる局面もありましたが、米国における景気拡大の継続等により、全体として底堅く推移しました。わが国経済は、輸出や生産が堅調であったことに加え、個人消費が持ち直したことにより、景気は緩やかに回復しました。
- こうした状況のなか、東京海上グループは、中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の最終年度にあたり、グループCEOを中心にグループチーフオフィサーが機能毎にグループを総括するグループ一体経営態勢のもと、積極的に事業を推進しました。

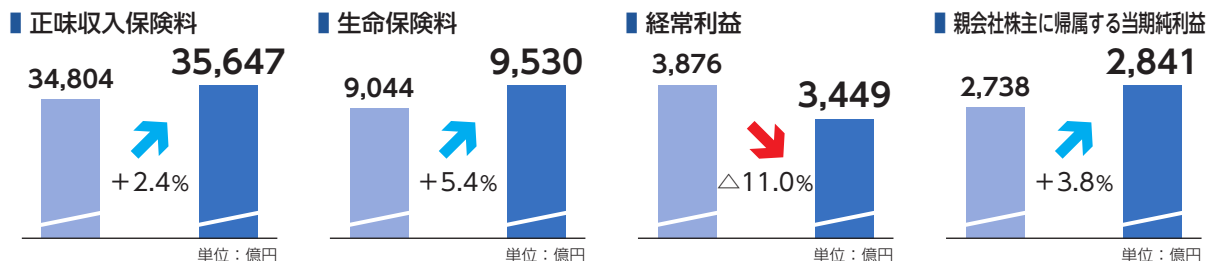
##### 【グループ一体経営の概要】



■当社の連結決算につきましては、北米ハリケーンや台風21号等の自然災害に係る発生保険金の増加があったものの、米国の法人税率の引下げによる一時的な利益の押し上げ効果等により、親会社株主に帰属する当期純利益は2,841億円と、6年連続で過去最高益を更新しました。

| 区 分                 | 2016年度    | 2017年度(当期) | 増減率    |
|---------------------|-----------|------------|--------|
| 経常収益                | 5兆2,326億円 | 5兆3,991億円  | 3.2%   |
| うち正味収入保険料           | 3兆4,804億円 | 3兆5,647億円  | 2.4%   |
| うち生命保険料             | 9,044億円   | 9,530億円    | 5.4%   |
| 経常利益                | 3,876億円   | 3,449億円    | △11.0% |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 2,738億円   | 2,841億円    | 3.8%   |

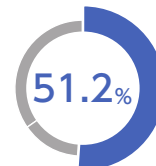
当社の業績 2016年度 2017年度(当期)



■また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

| 事業セグメント  | 経常収益      |                | 経常利益    |                |
|----------|-----------|----------------|---------|----------------|
|          | 2016年度    | 2017年度<br>(当期) | 2016年度  | 2017年度<br>(当期) |
| 国内損害保険事業 | 2兆6,361億円 | 2兆6,788億円      | 2,544億円 | 2,424億円        |
| 国内生命保険事業 | 7,220億円   | 8,186億円        | 132億円   | 238億円          |
| 海外保険事業   | 1兆8,357億円 | 1兆8,830億円      | 1,140億円 | 713億円          |
| 金融・一般事業  | 828億円     | 921億円          | 58億円    | 72億円           |

収入保険料構成比



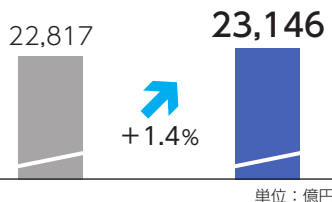
## 国内損害保険事業

正味収入保険料 2兆3,146億円 経常利益 2,424億円

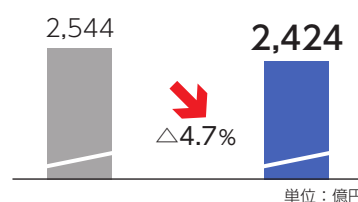
- 東京海上日動は、お客様のニーズにお応えすべく、超保険を核としたコンサルティング販売の強化に努め、生損一体のビジネスモデルの深化に取り組みました。加えて、テクノロジーの進展等の環境変化への対応を進めるとともに、地方創生や健康経営を支援する新しいビジネスモデルの推進に取り組みました。
- 最新のテクノロジーを活用した新たなサービスとして、昨年4月から、個人のお客様向けに「ドライブエージェント パーソナル」をご提供しております。このサービスは、通信機能付きドライブレコーダーを通じて、事故防止を支援するとともに、お客様が事故にあわれた際に自動発報によりコールセンターの担当者との直接の会話を可能とするものであります。
- 「地方が元気になることが当社の成長にもつながる」とのコンセプトのもと、地方自治体、金融機関、商工会議所等と連携し、地方創生の取組みを積極的に推進しております。中小企業の皆様の事業活動に伴う様々なリスクを包括的に補償する保険商品の販売に加え、海外からの旅行者を全国各地に誘致する活動の支援や、海外展開を展望する中小企業の皆様の支援するサービスの提供等にも取り組んでおります。
- 企業の従業員の健康増進を図るべく、健康経営の支援に積極的に取り組んでおります。健康経営優良法人認定制度の認定を目指す企業を支援するとともに、同制度に認定された法人を対象とした業務災害総合保険の保険料割引を新設しました。

国内損害保険事業の業績 ■2016年度 ■2017年度（当期）

### ■ 正味収入保険料



### ■ 経常利益



# 国内生命保険事業

生命保険料 6,411億円 経常利益 238億円



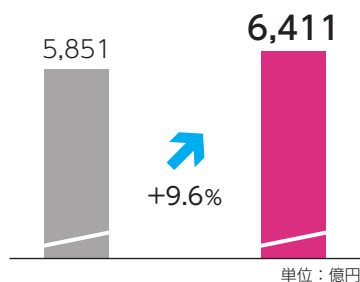
- あんしん生命は、低金利環境の長期化が見込まれるなか、引き続き資産と負債の総合管理(ALM)を基本とした資産運用を行うとともに、就業不能、介護等の分野への保障を提供する「生存保障革命」を推進し、保障性商品の販売を強化しました。
- 最新のテクノロジーを活用した新商品として、ウェアラブル端末で計測された平均歩数が一定の基準以上となった場合に、保険料の一部をお返しする業界初の医療保険「あるく保険」を発売しました。また、長寿化の進展を踏まえ、老後の資産形成および保障のニーズにお応えする変額保険「マーケットリンク」を発売しました。



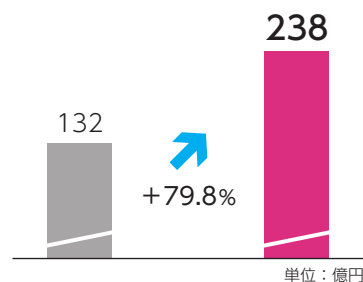
## 国内生命保険事業の業績

■ 2016年度 ■ 2017年度 (当期)

### ■ 生命保険料

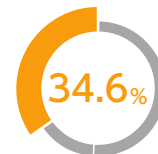


### ■ 経常利益





収入保険料構成比



## 海外保険事業

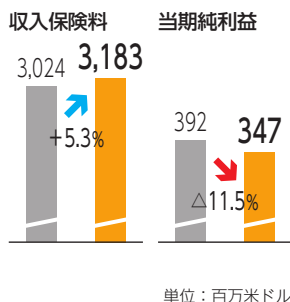
収入保険料 1兆5,620億円 経常利益 713億円

- グローバルな成長とリスク分散の実現を目指すとともに、グループ各社の優れたノウハウを相互に活用し、保険料収入の拡大、資産運用の高度化、業務効率の向上等のシナジーの実現に向けた幅広い取組みを行うなど、積極的に事業を展開しました。
- 当年度は、北米のハリケーンをはじめ、世界的に自然災害が多発しましたが、当社グループにつきましては、これまで着実に事業のリスク分散を進めてきた結果、北米におけるマーケットシェア対比での自然災害発生保険金の割合を抑制することができました。
- 先進国市場におきましては、さらなる収益基盤の強化に向け、昨年10月、エイチシーシー社が、米国アメリカン・インターナショナル・グループから、企業が負担する医療費の保険等の事業を買収しました。
- 新興国市場におきましては、昨年7月、保険市場の高い成長が期待されるインドにおいて、合併損害保険会社イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス社に対する当社グループの出資比率を26%から49%に引き上げました。これは、新興市場におけるマーケットの成長をとらえるとともに、事業の地域分散を一層進めることを目的とするものであります。

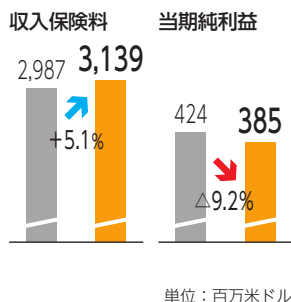
### 主要海外子会社の業績

■ 2016年度 ■ 2017年度（当期）

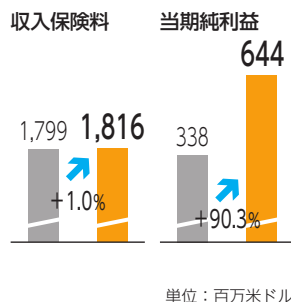
#### ■ フィラデルフィア社



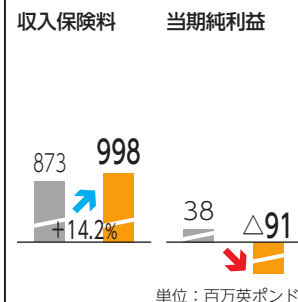
#### ■ エイチシーシー社



#### ■ デルファイ社



#### ■ トウキョウ・マリン・キルン社



## 金融・一般事業

経常収益 **921** 億円    経常利益 **72** 億円

- 金融事業では、東京海上アセットマネジメントによる年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心に取り組みました。
- 一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

## CSR

- 東京海上日動は、気候変動や自然災害リスクに関する産学連携研究に取り組んでおります。昨年11月に開催された「第1回世界防災フォーラム」では、「アジア太平洋地域における災害に負けない社会づくり～科学と保険の力」と題したフォーラムを東北大学災害科学国際研究所と共同で開催し、産学官連携による防災推進の必要性等について提言しました。
- 海外におけるマングローブ植林や国内環境保護活動等を通じて、地球環境保護や生物多様性の保全にも継続的に取り組んでおります。



## 対処すべき課題

- 2018年度の世界経済は、米国の貿易政策の転換による景気後退リスクや地政学リスクが懸念されるものの、米国を中心に緩やかな回復が続くと見込まれます。わが国経済は、個人消費や設備投資の拡大に加え、輸出の底堅い推移により、緩やかな景気回復の継続が期待されます。
- こうした状況のなか、東京海上グループは、2018年度から3か年の新中期経営計画「To Be a Good Company 2020」をスタートしました。2018年度は、本計画の初年度として、以下の諸課題に鋭意取り組んでまいります。
- 本計画期間中は、不透明な経済環境や社会構造の変化、自然災害の多発化等の厳しい事業環境が予想されます。そのような環境下におきましても、成長を持続しつつ、同時に、将来に向けた構造改革を進めるべく、「ポートフォリオのさらなる分散」、「事業構造改革」および「グループ一体経営の強化」を重点課題に設定しております。
- 国内損害保険事業では、長期的には自動車保険市場の縮小が想定されるなか、社会構造の変化等を受けて個人や企業の活動に生じる新たなリスクへの対応等の価値提供を通じて、保険商品の種目ポートフォリオの変革に取り組んでまいります。また、変化するお客様のニーズにしっかりと対応できるよう、販売チャネルの変革にも取り組んでまいります。加えて、最新のテクノロジーを活用した業務プロセスの効率化を推進し、生産性の向上に取り組めます。
- 国内生命保険事業では、引き続き資産と負債の総合管理(ALM)を基本とした資産運用を行うとともに、保障性商品の販売を強化し、リスクの適切なコントロールに努めてまいります。また、長寿化の進展等に伴い変化するお客様のニーズに対応すべく、革新的な商品やサービスの開発に継続して取り組んでまいります。
- 生損保両事業が密に連携し、グループ総合力を発揮していくことにより、当社グループの強みである生損一体のビジネスモデルに磨きをかけてまいります。



■海外保険事業では、内部成長の強化と規律ある戦略的なM&Aの推進により、地域面および事業面におけるさらなる分散を推進してまいります。また、当社グループのグローバルネットワークを活用して、エイチシーシー社をはじめとするグループ各社の専門性の高い保険商品の販売を一層推進するなど、引き続きグループ全体のシナジーを発揮してまいります。

■これらの各事業を支えていくのは人であります。当社グループは、社員誰もが健康で能力を最大限に発揮しグループの成長に貢献できるよう取り組むとともに、女性の活躍推進にも積極的に取り組んでおります。当年度は「健康経営銘柄」(3年連続)および「なでしこ銘柄」に選定されました。こうした取組みを基礎として、海外を含めたグループの人材をグローバルに活用するとともに、グローバルに活躍できる人材の育成にも取り組んでまいります。

■株主還元につきましては、配当を基本とする方針としており、利益水準の向上を通じた配当の充実を図ってまいります。

■東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進してまいります。お客様や社会から広く信頼される「良い会社(Good Company)」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



- (注) 1. 本事業報告における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております(以下の諸表でも同様であります)。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載している数値は、子会社からの配当金収入を除くなど、各事業セグメントの実態を表すために必要な調整を行っております。また、連結損益計算書における経常収益および経常利益は、各事業セグメントの数値の合計値に勘定科目間の調整等を加え算出しております。
3. 収入保険料とは、正味収入保険料および生命保険料の合計をいいます。
4. 主要海外子会社の業績は、現地決算ベースで表示しております。

## (2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

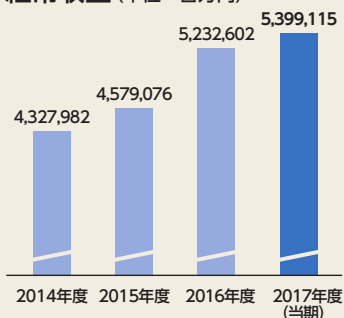
## イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 2014年度     | 2015年度     | 2016年度     | 2017年度(当期) |
|-----------------|------------|------------|------------|------------|
|                 | 百万円        | 百万円        | 百万円        | 百万円        |
| 経 常 収 益         | 4,327,982  | 4,579,076  | 5,232,602  | 5,399,115  |
| 経 常 利 益         | 358,182    | 385,825    | 387,659    | 344,939    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 247,438    | 254,540    | 273,856    | 284,183    |
| 包 括 利 益         | 997,024    | △14,543    | 169,603    | 500,528    |
| 純 資 産 額         | 3,609,655  | 3,512,656  | 3,569,760  | 3,835,536  |
| 総 資 産           | 20,889,670 | 21,855,328 | 22,607,603 | 22,929,935 |

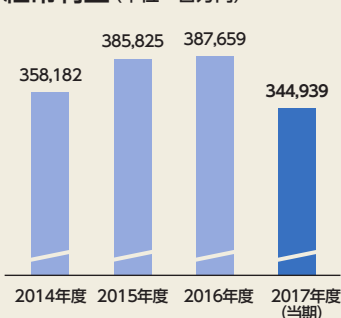
## ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                | 2014年度    | 2015年度    | 2016年度    | 2017年度(当期) |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|------------|
|                    | 百万円       | 百万円       | 百万円       | 百万円        |
| 営 業 収 益            | 149,751   | 96,736    | 84,702    | 227,510    |
| 受 取 配 当 金          | 143,701   | 89,455    | 74,160    | 214,446    |
| 保険業を営む子会社等         | 142,215   | 82,782    | 68,994    | 211,789    |
| その他の子会社等           | 1,486     | 6,673     | 5,166     | 2,657      |
| 当 期 純 利 益          | 141,734   | 57,402    | 68,666    | 203,486    |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 185円57銭   | 76円06銭    | 91円15銭    | 274円12銭    |
| 総 資 産              | 2,509,565 | 2,486,765 | 2,436,616 | 2,401,883  |
| 保険業を営む子会社等株式等      | 2,383,545 | 2,333,913 | 2,329,195 | 2,308,610  |
| その他の子会社等株式等        | 80,857    | 80,627    | 74,202    | 24,910     |

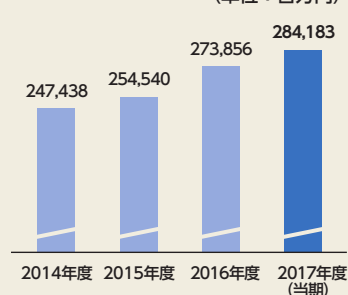
経常収益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



### (3) 企業集団の主要な事務所の状況(2018年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### (4) 企業集団の使用人の状況

| 事業セグメント       | 前 期 末   | 当 期 末   | 当期増減(△) |
|---------------|---------|---------|---------|
| 国内損害保険事業      | 20,538名 | 20,705名 | 167名    |
| 国内生命保険事業      | 2,249名  | 2,216名  | △33名    |
| 海 外 保 険 事 業   | 13,637名 | 13,803名 | 166名    |
| 金 融 ・ 一 般 事 業 | 2,418名  | 2,467名  | 49名     |
| 合 計           | 38,842名 | 39,191名 | 349名    |

### (5) 企業集団の主要な借入先の状況(2018年3月31日現在)

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### (6) 企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

### (7) 企業集団の設備投資の状況

#### イ 設備投資の総額

| 事業セグメント       | 金 額       |
|---------------|-----------|
| 国内損害保険事業      | 13,007百万円 |
| 国内生命保険事業      | 171百万円    |
| 海 外 保 険 事 業   | 4,631百万円  |
| 金 融 ・ 一 般 事 業 | 435百万円    |
| 合 計           | 18,245百万円 |

(注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建設備投資の昨年12月末の為替相場による換算額が一部含まれております。

#### ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

## (8) 重要な親会社及び子会社等の状況(2018年3月31日現在)

## イ 親会社の状況

該当ありません。

## ロ 子会社等の状況

| 会社名                                  | 所在地                  | 主要な事業内容        | 設立年月日          | 資本金            | 当社が有する子会社等の議決権比率      | 備考 |
|--------------------------------------|----------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|----|
| 東京海上日動火災保険(株)                        | 東京都千代田区              | 損害保険業          | 1944年<br>3月20日 | 百万円<br>101,994 | %<br>100.0            | —  |
| 日新火災海上保険(株)                          | 東京都千代田区              | 損害保険業          | 1908年<br>6月10日 | 百万円<br>20,389  | %<br>100.0            | —  |
| イーデザイン損害保険(株)                        | 東京都新宿区               | 損害保険業          | 2009年<br>1月26日 | 百万円<br>26,653  | %<br>92.4             | —  |
| 東京海上日動あんしん生命保険(株)                    | 東京都千代田区              | 生命保険業          | 1996年<br>8月6日  | 百万円<br>55,000  | %<br>100.0            | —  |
| 東京海上ミレア少額短期保険(株)                     | 横浜市西区                | 少額短期保険業        | 2003年<br>9月1日  | 百万円<br>895     | %<br>100.0            | —  |
| 東京海上アセットマネジメント(株)                    | 東京都千代田区              | 投資顧問業<br>投資信託業 | 1985年<br>12月9日 | 百万円<br>2,000   | %<br>100.0            | —  |
| トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド         | 米国・デラウェア州・ウィルミントン    | 持株会社           | 2011年<br>6月29日 | 百万円<br>0       | %<br>100.0<br>(100.0) | —  |
| フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション | 米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド | 持株会社           | 1981年<br>7月6日  | 百万円<br>0       | %<br>100.0<br>(100.0) | —  |
| フィラデルフィア・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー     | 米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド | 損害保険業          | 1927年<br>2月4日  | 百万円<br>478     | %<br>100.0<br>(100.0) | —  |
| ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド    | 米国・ハワイ州・ホノルル         | 損害保険業          | 1982年<br>8月6日  | 百万円<br>453     | %<br>100.0<br>(100.0) | —  |
| トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー        | 米国・ニューヨーク州・ニューヨーク    | 損害保険業          | 1998年<br>8月13日 | 百万円<br>531     | %<br>100.0<br>(100.0) | —  |

(次頁に続く)



| 会 社 名                                    | 所 在 地                | 主 要 な<br>事業内容 | 設 立<br>年月日      | 資 本 金         | 当社が有する<br>子会社等の議<br>決権比率 | 備 考 |
|------------------------------------------|----------------------|---------------|-----------------|---------------|--------------------------|-----|
| デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド           | 米国・デラウェア州・ウィルミントン    | 持株会社          | 1987年<br>5月27日  | 百万円<br>0      | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| セイフティ・ナショナル・カジュアリティ・コーポレーション             | 米国・ミズーリ州・セントルイス      | 損害保険業         | 1942年<br>11月28日 | 百万円<br>3,187  | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー         | 米国・イリノイ州・シャンパーグ      | 生命保険業         | 1907年<br>4月2日   | 百万円<br>5,949  | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・テキサス | 米国・テキサス州・ヒューストン      | 生命保険業         | 1983年<br>8月16日  | 百万円<br>74     | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド     | 米国・デラウェア州・ドーバー       | 持株会社          | 1991年<br>3月27日  | 百万円<br>0      | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| ヒューストン・カジュアルティ・カンパニー                     | 米国・テキサス州・ダラス         | 損害保険業         | 1981年<br>5月27日  | 百万円<br>531    | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| ユーエス・スペシャルティ・インシュアランス・カンパニー              | 米国・テキサス州・ダラス         | 損害保険業         | 1986年<br>10月28日 | 百万円<br>446    | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパニー               | 米国・インディアナ州・インディアナポリス | 生命保険業         | 1980年<br>12月3日  | 百万円<br>265    | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド                 | 英国・ロンドン              | 持株会社          | 1994年<br>7月11日  | 百万円<br>150    | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| トウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド               | 英国・ロンドン              | 損害保険業         | 2008年<br>10月27日 | 百万円<br>0      | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| エイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・ピーエルシー  | 英国・ロンドン              | 損害保険業         | 1981年<br>7月22日  | 百万円<br>21,753 | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |
| トウキョウ・ミレニアム・リー・アーゲー                      | スイス・チューリッヒ           | 損害保険業         | 2000年<br>3月15日  | 百万円<br>25,347 | %<br>100.0<br>(100.0)    | —   |

(次頁に続く)

| 会社名                                            | 所在地                | 主要な<br>事業内容 | 設立<br>年月日       | 資本金           | 当社が有する<br>子会社等の議<br>決権比率 | 備考 |
|------------------------------------------------|--------------------|-------------|-----------------|---------------|--------------------------|----|
| トウキョウ・マリン・アジア・<br>プライベート・リミテッド                 | シンガポール・シン<br>ガポール  | 持株会社        | 1992年<br>3月12日  | 百万円<br>93,312 | %<br>100.0<br>(100.0)    | —  |
| トウキョウ・マリン・インシュ<br>アランス・シンガポール・リミ<br>テッド        | シンガポール・シン<br>ガポール  | 損害保険業       | 1923年<br>7月11日  | 百万円<br>8,102  | %<br>100.0<br>(100.0)    | —  |
| トウキョウ・マリン・ライフ・<br>インシュアランス・シンガポ<br>ール・リミテッド    | シンガポール・シン<br>ガポール  | 生命保険業       | 1948年<br>5月21日  | 百万円<br>2,916  | %<br>85.7<br>(85.7)      | —  |
| トウキョウ・マリン・インシュ<br>アランス・マレーシア・ベルハ<br>ッド         | マレーシア・クア<br>ラルンプール | 損害保険業       | 1999年<br>4月28日  | 百万円<br>11,097 | %<br>100.0<br>(100.0)    | —  |
| トウキョウ・マリン・ライフ・<br>インシュアランス・マレーシ<br>ア・ベルハッド     | マレーシア・クア<br>ラルンプール | 生命保険業       | 1998年<br>2月11日  | 百万円<br>6,216  | %<br>100.0<br>(100.0)    | —  |
| イフコトキオ・ジェネラル・イン<br>シュアランス・カンパニー・リ<br>ミテッド      | インド・ニューデ<br>リー     | 損害保険業       | 2000年<br>9月8日   | 百万円<br>4,396  | %<br>49.0<br>(49.0)      | —  |
| エーデルワイス・トウキョウ・<br>ライフ・インシュアランス・カ<br>ンパニー・リミテッド | インド・ムンバイ           | 生命保険業       | 2009年<br>11月25日 | 百万円<br>5,103  | %<br>49.0<br>(49.0)      | —  |
| トウキョウ・マリン・セグラド<br>ーラ・エス・エー                     | ブラジル・サンパ<br>ウロ     | 損害保険業       | 1937年<br>6月23日  | 百万円<br>28,609 | %<br>97.8<br>(97.8)      | —  |

- (注) 1. 本表は、子会社等のうち重要なものについて記載しております。
2. イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは、重要性の基準に該当することとなったため、本表に記載しております。
3. 外貨建で資本金を有する会社の資本金については、当社決算日の為替相場による円貨への換算額を記載しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率の( )内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。

## (9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

| 事業譲渡等の日付  | 事業譲渡等の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2017年7月7日 | <p>トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッドは、2017年7月7日付で、インドの損害保険会社であるイフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドの発行済株式の23%を、合併パートナーであるインディアン・ファーマーズ・ファータイライザー・コーポレーティブ・リミテッドほか1社より取得し、同社への出資比率を49%に引き上げました。取得価額は、43,946百万円であります。なお、対象会社の概要および株式取得の目的は、以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・対象会社の概要<br/>社 名：イフコトキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド<br/>所 在 地：インド・ニューデリー<br/>事業内容：損害保険業</li><li>・株式取得の目的<br/>新興市場におけるマーケットの成長を捉え、当社グループのさらなる利益成長の実現を図るとともに、事業ポートフォリオの地域分散を一層進めるためであります。</li></ul> |

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の状況(2018年3月31日現在)

| 氏 名   | 地位及び担当                                                | 重要な兼職                                                                                                                                          | その他    |
|-------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 隅 修三  | 取締役会長(代表取締役)                                          | 東京海上日動火災保険株式会社相談役<br>株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役)<br>ソニー株式会社取締役(社外取締役)<br>株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)<br>公益社団法人経済同友会副代表幹事                                  | (注) 3. |
| 永野 毅  | 取締役社長(代表取締役)<br>担当：グループCEO、グループカルチャー総括                | 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長                                                                                                                            | —      |
| 岩崎 賢二 | 取締役副社長<br>担当：グループ事業戦略・シナジー総括、事業戦略部                    | 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長                                                                                                                           | (注) 4. |
| 藤井 邦彦 | 取締役副社長<br>担当：グループリスク管理総括、リスク管理部、海外事業企画部(海外事業戦略(ERM等)) | 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長                                                                                                                           | —      |
| 石井 一郎 | 取締役副社長(代表取締役)<br>担当：海外事業総括、海外事業企画部(北米(エイチシー社)、再保険事業)  | 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長                                                                                                                           | (注) 5. |
| 藤田 裕一 | 専務取締役<br>担当：グループ資産運用総括、財務企画部、経理部、監査部                  | 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役                                                                                                                            | —      |
| 湯浅 隆行 | 常務取締役(代表取締役)<br>担当：グループ資本政策総括、経営企画部、法務部、内部統制部         | 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役                                                                                                                            | (注) 6. |
| 北沢 利文 | 取締役                                                   | 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長                                                                                                                            | —      |
| 中里 克己 | 取締役                                                   | 東京海上日動あしん生命保険株式会社取締役社長                                                                                                                         | —      |
| 三村 明夫 | 取締役(社外取締役)                                            | 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長<br>日本郵政株式会社取締役(社外取締役)<br>株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役)<br>株式会社産業革新機構取締役(社外取締役)<br>株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役)<br>日本商工会議所会頭<br>東京商工会議所会頭 | —      |

(次頁に続く)

| 氏 名   | 地位及び担当     | 重要な兼職                                                                                           | その他    |
|-------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 佐々木幹夫 | 取締役(社外取締役) | 三菱商事株式会社特別顧問<br>株式会社三菱総合研究所取締役(非業務執行取締役)                                                        | —      |
| 江川 雅子 | 取締役(社外取締役) | 一橋大学大学院商学研究科教授<br>三井不動産株式会社取締役(社外取締役)<br>旭硝子株式会社取締役(社外取締役)                                      | (注)7.  |
| 御立 尚資 | 取締役(社外取締役) | ボストンコンサルティンググループシニア・アドバイザー<br>楽天株式会社取締役(社外取締役)<br>DMG森精機株式会社取締役(社外取締役)<br>ユニ・チャーム株式会社取締役(社外取締役) | —      |
| 玉井 孝明 | 常勤監査役      | —                                                                                               | (注)8.  |
| 伊藤 卓  | 常勤監査役      | —                                                                                               | (注)9.  |
| 川本 裕子 | 監査役(社外監査役) | 早稲田大学大学院経営管理研究科教授<br>株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役(社外取締役)                                            | (注)10. |
| 堀井 昭成 | 監査役(社外監査役) | 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特別顧問                                                                     | (注)11. |
| 和仁 亮裕 | 監査役(社外監査役) | 弁護士                                                                                             | (注)12. |

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております(以下、本事業報告において同様であります)。
2. 三村明夫、佐々木幹夫、江川雅子、御立尚資、川本裕子、堀井昭成および和仁亮裕の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。
3. 隅 修三氏が社外取締役を務める株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号を変更しています。また、同氏は、2018年4月27日付で公益社団法人経済同友会副代表幹事を退任しています。
4. 岩崎賢二氏は、2018年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長を退任しています。
5. 石井一郎氏は、2018年3月31日付で東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長を退任しています。
6. 湯浅隆行氏は、2018年4月1日付で当社および東京海上日動火災保険株式会社の専務取締役に就任しています。
7. 江川雅子氏が教授を務める一橋大学大学院商学研究科は、2018年4月1日付で同大学院の他の研究科と統合し、同大学院経営管理研究科となりました。
8. 玉井孝明氏は、当社および東京海上日動火災保険株式会社の経理部門担当役員の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
9. 伊藤 卓氏は、当社経営企画部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
10. 川本裕子氏は、長年の金融機関に関する研究活動等の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
11. 堀井昭成氏は、日本銀行の役職員としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
12. 和仁亮裕氏は、金融機関の企業法務に携わる弁護士としての長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

## (2) 会社役員に対する報酬等

| 区 分 | 支給人数 | 報酬等    |
|-----|------|--------|
| 取締役 | 15名  | 640百万円 |
| 監査役 | 5名   | 114百万円 |
| 計   | 20名  | 754百万円 |

- (注) 1. 支給人数には、2017年6月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名が含まれております。
2. 報酬等には、上記1. の取締役2名に対する報酬等が含まれております。
3. 報酬等のうち、取締役に対する新株予約権に関する報酬等は108百万円であります。
4. 株主総会の決議により、取締役の報酬等の額を月額総額50百万円以内(うち社外取締役分は5百万円以内)とし、また、当該月額総額とは別に、取締役に対する新株予約権に関する報酬等の額を年額総額140百万円以内(うち社外取締役分は14百万円以内)とする旨および監査役の報酬等の額を月額総額12百万円以内とする旨を定めております。

## (3) 責任限定契約

| 氏 名          | 責任限定契約の内容の概要                                                                                                               |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三村 明夫(社外取締役) | 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。 |
| 佐々木幹夫(社外取締役) |                                                                                                                            |
| 江川 雅子(社外取締役) |                                                                                                                            |
| 御立 尚資(社外取締役) |                                                                                                                            |
| 川本 裕子(社外監査役) |                                                                                                                            |
| 堀井 昭成(社外監査役) |                                                                                                                            |
| 和仁 亮裕(社外監査役) |                                                                                                                            |

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況(2018年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。

各社外役員の兼職先のうち、新日鐵住金株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、三菱商事株式会社、旭硝子株式会社、DMG森精機株式会社および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループは、当社保険子会社と相当額の保険取引がありますが、各社外役員は、当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしています。

## (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏 名              | 在任期間       | 取締役会等への出席状況                                       | 取締役会等における発言その他の活動状況                                                                                            |
|------------------|------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 三村 明夫<br>(社外取締役) | 7年<br>9か月  | 当年度に開催した11回の取締役会のうち9回に出席しました。                     | 長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。                                                   |
| 佐々木幹夫<br>(社外取締役) | 6年<br>9か月  | 当年度に開催した11回の取締役会の全てに出席しました。                       | 長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。                                                   |
| 江川 雅子<br>(社外取締役) | 2年<br>9か月  | 当年度に開催した11回の取締役会のうち10回に出席しました。                    | 長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。 |
| 御立 尚資<br>(社外取締役) | 9か月        | 同氏の取締役就任後、当年度に開催した9回の取締役会の全てに出席しました。              | 長年のコンサルティング会社での実務経験や企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしています。                                  |
| 川本 裕子<br>(社外監査役) | 11年<br>9か月 | 当年度に開催した11回の取締役会のうち10回に、また、11回の監査役会のうち10回に出席しました。 | 長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。                                   |
| 堀井 昭成<br>(社外監査役) | 6年<br>9か月  | 当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。            | 長年の日本銀行の役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。                                                   |
| 和仁 亮裕<br>(社外監査役) | 3年<br>9か月  | 当年度に開催した11回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。            | 長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしています。                                                |

- (注) 1. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。
2. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。
3. 当年度に開催した11回の取締役会は全て定時取締役会であります。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会であります。



### (3) 社外役員に対する報酬等

|       | 支給人数 | 保険持株会社からの報酬等 | 保険持株会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|--------------|-------------------|
| 報酬等合計 | 8名   | 98百万円        | —                 |

- (注) 1. 支給人数には、2017年6月26日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
2. 保険持株会社からの報酬等には、上記1.の社外取締役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 保険持株会社からの報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は8百万円であります。
4. 支給人数および保険持株会社からの報酬等の内訳は以下のとおりであります。
- ・社外取締役 5名 56百万円
  - ・社外監査役 3名 42百万円

### (4) 社外役員の意見

上記(1)から(3)までの内容に対して、社外役員の意見はありません。

## 4. 株式に関する事項

### (1) 株式数(2018年3月31日現在)

発行可能株式総数 3,300,000千株  
 発行済株式の総数 748,024千株(自己株式22,591千株を含みます)

### (2) 当年度末株主数 80,716名

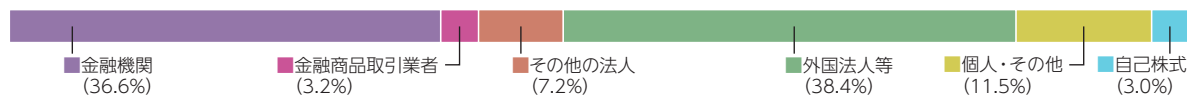
### (3) 大株主(2018年3月31日現在)

| 株主の氏名又は名称                               | 当社への出資状況     |          |
|-----------------------------------------|--------------|----------|
|                                         | 持株数等         | 持株比率     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口                   | 49,080<br>千株 | 6.8<br>% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口                 | 43,349       | 6.0      |
| ステートストリートバンク<br>アンド・トラストカンパニー 505001    | 21,422       | 3.0      |
| 明治安田生命保険相互会社                            | 15,779       | 2.2      |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社信託口 5           | 14,200       | 2.0      |
| ステートストリートバンク<br>クライアント トリーティー 505234    | 12,359       | 1.7      |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社信託口 7           | 12,324       | 1.7      |
| ジェーピー モルガン チェース バンク 385632              | 10,911       | 1.5      |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>退職給付信託口・三菱商事株式会社口 | 10,832       | 1.5      |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社信託口 1           | 10,543       | 1.5      |

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社の持株10,832千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産であります。
2. 当社は、自己株式22,591千株を所有しておりますが、本表には記載しておりません。
3. 持株比率は、自己株式22,591千株を控除して計算しております。

### 所有者別株式分布状況

合計(100%)



<当年度末発行済株式総数 748,024千株>

## 5. 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

## 6. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

| 氏名又は名称                                               | 当該事業年度に係る報酬等 | その他                                                                            |
|------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| PwCあらた有限責任監査法人<br>指定有限責任社員：<br>荒川 進<br>出澤 尚<br>原田 優子 | 125百万円       | 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容：国際財務報告基準(IFRS)に関連した会計アドバイザリー・サービス等 |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額が適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
3. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、1,239百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 会計監査人に関するその他の事項

#### イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

#### ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、PwCあらた有限責任監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスクーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

## 7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」といいます)の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。「内部統制基本方針」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### (2) 内部統制システムの運用状況の概要

#### イ 内部統制システム全般

当社は、「内部統制基本方針」を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役監査の実効性確保等を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会委員会である内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しております。当年度は、社外有識者を交えて審議を行い、グループ全体として、内部統制上の重大な不備が生じていないことを確認しました。

#### ロ グループ会社の経営管理に関する取組み

当社は、グループ会社における業務の適正を確保し、職務の執行が法令および定款に適合することを確保すること等を目的として、グループ会社が遵守すべき各種基本方針等を定めております。また、毎年、新設または改定の要否を検討することとしており、当年度も一部の基本方針について見直しを行いました。

当社は、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」において、主なグループ会社の業務に係る重要事項のうち当社が事前に承認するものおよび当社への報告を求めるものを明確化しており、同方針に基づき、主なグループ会社の事業計画等について事前に承認を行っております。

#### ハ コンプライアンスに関する取組み

当社グループは、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等の周知徹底を図るために、毎年、役職員を対象とする研修を行っております。

当社グループは、役職員がコンプライアンス上の問題について内部通報を行うために社内外のホットラインを設け、研修等を通じてその利用につき周知を図るとともに、通報案件に対応しております。また、海外のグループ会社の役職員の利便性を高めるため、複数の利用地域からの内部通報に多言語で対応を行える窓口を設置しております。

当社グループは、拠点所在国の法制度を念頭に置いたコンプライアンス態勢の整備に加え、経済制裁や贈収賄、個人情報保護等域外適用のある規制分野に係る態勢整備についても、海外のグループ会社の先進的な取組みも参考にしながら、グループ全体で取り組んでおります。

#### ニ リスク管理に関する取組み

当社は、グループの財務の健全性や業務継続性に極めて大きな影響を及ぼす重要なリスクを特定し、当該リスクへの対応策を策定のうえ、その実施状況について内部統制委員会での審議を経て、取締役会において確認しております。当年度は、世界各国でのテロ発生を受けて国内テロを想定した模擬訓練を実施し

ました。また、サイバーリスクへの対応として、グループCISO(サイバーセキュリティ管理に関する総括役員)を設置したほか、グループにおけるサイバーセキュリティ要員の増強や技術的な対策に取り組みました。

当社は、格付けの維持および倒産の防止を目的として、保有しているリスク対比で実質純資産が十分な水準にあることを多角的に検証し、財務の健全性が確保されていることを、取締役会において確認しております。

#### ホ 監査役監査の実効性確保に関する取組み

当社においては、監査役が取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類の閲覧等を行うことで、取締役の職務の執行状況を確認できるようにするなど、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために十分な情報を提供しております。

当社の内部監査部門は、監査役に対し、内部監査計画や内部監査結果についての情報提供を行うなど、監査役との連携を図っております。

当社は、内部通報のためのホットラインの運用状況について、年に4回、監査役に報告しております。

### 9. 特定完全子会社に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

### 10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

### 11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

### 12. その他

該当ありません。

# 2017年度(2018年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額        | 科 目                   | 金 額        |
|---------------|------------|-----------------------|------------|
| (資 産 の 部)     |            | (負 債 の 部)             |            |
| 現 金 及 び 預 貯 金 | 733,832    | 保 険 契 約 準 備 金         | 16,266,467 |
| コ ー ル ロ ー ン   | 135,000    | 支 払 備 金               | 2,973,350  |
| 買 現 先 勘 定     | 4,999      | 責 任 準 備 金 等           | 13,293,117 |
| 債券貸借取引支払保証金   | 30,880     | 社 其 他 負 債             | 59,766     |
| 買 入 金 銭 債 権   | 1,252,343  | そ の 他 負 債             | 1,927,760  |
| 金 銭 の 信 託     | 214,101    | 債券貸借取引受入担保金           | 383,853    |
| 有 価 証 券       | 16,629,902 | そ の 他 の 負 債           | 1,543,906  |
| 貸 付 金         | 1,011,880  | 退職給付に係る負債             | 255,588    |
| 有 形 固 定 資 産   | 289,116    | 賞 与 引 当 金             | 65,752     |
| 土 地           | 133,673    | 特 別 法 上 の 準 備 金       | 100,511    |
| 建 物           | 119,994    | 価 格 変 動 準 備 金         | 100,511    |
| 建 設 仮 勘 定     | 672        | 繰 延 税 金 負 債           | 366,835    |
| その他の有形固定資産    | 34,776     | 負 の の れ ん             | 49,369     |
| 無 形 固 定 資 産   | 798,003    | 支 払 承 諾               | 2,345      |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 40,091     | 負 債 の 部 合 計           | 19,094,398 |
| の れ ん         | 423,538    | (純 資 産 の 部)           |            |
| その他の無形固定資産    | 334,372    | 資 本 金                 | 150,000    |
| そ の 他 資 産     | 1,801,286  | 利 益 剰 余 金             | 1,837,908  |
| 退職給付に係る資産     | 8,019      | 自 己 株 式               | △114,446   |
| 繰 延 税 金 資 産   | 30,889     | 株 主 資 本 合 計           | 1,873,461  |
| 支 払 承 諾 見 返   | 2,345      | その他の有価証券評価差額金         | 1,864,865  |
| 貸 倒 引 当 金     | △12,667    | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益         | 10,829     |
| 資 産 の 部 合 計   | 22,929,935 | 為 替 換 算 調 整 勘 定       | 76,081     |
|               |            | 退職給付に係る調整累計額          | △20,044    |
|               |            | その他の包括利益累計額合計         | 1,931,732  |
|               |            | 新 株 予 約 権             | 2,552      |
|               |            | 非 支 配 株 主 持 分         | 27,789     |
|               |            | 純 資 産 の 部 合 計         | 3,835,536  |
|               |            | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | 22,929,935 |

# 2017年度〔2017年4月1日から2018年3月31日まで〕連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目              | 金 額       |
|------------------|-----------|
| 経常収益             | 5,399,115 |
| 保険引受収益           | 4,662,061 |
| 正味収入保険料          | 3,564,747 |
| 収入積立保険料          | 93,752    |
| 積立生命保険等運用益       | 44,573    |
| 生その他保険引受収益       | 953,006   |
| 資産運用収益           | 5,980     |
| 利息及び配当金収入        | 623,948   |
| 金銭の信託運用益         | 452,491   |
| 売買目的有価証券売却益      | 6,892     |
| 有価証券償還益          | 499       |
| 特別勘定資産運用益        | 132,245   |
| その他の運用収益         | 1,198     |
| 積立保険料等運用益振替      | 30,508    |
| その他経常収益          | 44,686    |
| 負ののれん償却額         | △44,573   |
| その他の経常収益         | 113,105   |
| 経常費用             | 10,229    |
| 保険引受費用           | 102,876   |
| 正味支払調査金          | 5,054,175 |
| 損害手数料及び集金        | 4,103,092 |
| 満期返戻金            | 1,916,944 |
| 契約者配当金等          | 135,673   |
| 生命保険金            | 703,865   |
| 支払準備金繰入額         | 187,435   |
| 責任準備金繰入額         | 47        |
| その他の保険引受費用       | 564,482   |
| 資産運用費用           | 245,933   |
| 金銭の信託運用損         | 339,025   |
| 有価証券評価損          | 9,684     |
| 有価証券償還損          | 71,339    |
| 有価証券派生商品費用       | 7,168     |
| 金融その他運用費用        | 29,562    |
| 営業費及び一般管理費用      | 6,067     |
| その他経常費用          | 1,244     |
| 支払利息             | 14,605    |
| 貸倒引当金繰入額         | 12,689    |
| 貸倒損              | 856,940   |
| 持分法による投資損失       | 22,803    |
| 保険業法第113条繰延資産償却費 | 13,418    |
| その他の経常費用         | 781       |
| 経常利益             | 198       |
|                  | 1,785     |
|                  | 3,826     |
|                  | 2,791     |
| 経常利益             | 344,939   |

(右上に続く)

| 科 目             | 金 額     |
|-----------------|---------|
| 特別利益            | 1,936   |
| 固定資産処分利益        | 130     |
| その他の特別利益        | 1,805   |
| 特別損失            | 9,322   |
| 固定資産処分損失        | 2,096   |
| 減損損失            | 259     |
| 特別法上の準備金繰入額     | 6,865   |
| 価格変動準備金繰入額      | 6,865   |
| 不測の他特別損失        | 7       |
| 税金等調整前当期純利益     | 92      |
| 法人税等調整額         | 337,553 |
| 法人税等調整額         | 118,482 |
| 法人税等調整額         | △67,265 |
| 当期純利益           | 51,217  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 286,336 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,153   |
|                 | 284,183 |



## 2017年度(2018年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>66,022</b>    | <b>流 動 負 債</b>       | <b>2,383</b>     |
| 現 金 及 び 預 金            | 10,808           | 未 払 金                | 688              |
| 前 払 費 用                | 14               | 未 払 費 用              | 666              |
| 未 収 入 金                | 55,195           | 未 払 法 人 税 等          | 101              |
| そ の 他                  | 4                | 未 払 事 業 所 税          | 14               |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>2,335,860</b> | 未 払 消 費 税 等          | 290              |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>227</b>       | 預 り 金                | 7                |
| 建 物                    | 153              | 賞 与 引 当 金            | 615              |
| 車 両 運 搬 具              | 37               | <b>固 定 負 債</b>       | <b>317</b>       |
| 工 具、器 具 及 び 備 品        | 36               | 退 職 給 付 引 当 金        | 317              |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>0</b>         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,700</b>     |
| 電 話 加 入 権              | 0                | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>2,335,632</b> | <b>株 主 資 本</b>       | <b>2,396,629</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 2,333,521        | 資 本 金                | 150,000          |
| そ の 他                  | 2,110            | 資 本 剰 余 金            | 1,511,485        |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,401,883</b> | 資 本 準 備 金            | 1,511,485        |
|                        |                  | 利 益 剰 余 金            | 849,590          |
|                        |                  | そ の 他 利 益 剰 余 金      | 849,590          |
|                        |                  | 別 途 積 立 金            | 332,275          |
|                        |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金        | 517,315          |
|                        |                  | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△114,446</b>  |
|                        |                  | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>2,552</b>     |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>2,399,182</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>2,401,883</b> |

# 2017年度〔 2017年 4 月 1 日から 2018年 3 月31日まで 〕 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 |                        |  |  | 金 額     |         |
|-----|------------------------|--|--|---------|---------|
| 営   | 業 収 益                  |  |  |         |         |
|     | 関 係 会 社 受 取 配 当 金      |  |  | 214,446 |         |
| 営   | 関 係 会 社 受 入 手 数 料      |  |  | 13,063  | 227,510 |
|     | 業 費                    |  |  |         |         |
| 営   | 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費    |  |  | 12,167  | 12,167  |
|     | 営 業 利 益                |  |  |         | 215,342 |
| 営   | 業 外 収 益                |  |  |         |         |
|     | 受 取 利 息                |  |  | 0       |         |
| 営   | 未 払 配 当 金 除 斥 益        |  |  | 42      |         |
|     | 受 取 事 務 手 数 料          |  |  | 18      |         |
| 営   | そ の 他                  |  |  | 51      | 112     |
|     | 業 外 費 用                |  |  |         |         |
| 営   | 自 己 株 式 取 得 費 用        |  |  | 33      |         |
|     | 雑 支 出                  |  |  | 43      | 76      |
| 特   | 経 常 利 益                |  |  |         | 215,378 |
|     | 別 利 益                  |  |  |         |         |
| 特   | 関 係 会 社 株 式 売 却 益      |  |  | 220     | 220     |
|     | 別 損 失                  |  |  |         |         |
| 特   | 関 係 会 社 株 式 評 価 損      |  |  | 12,025  |         |
|     | 関 係 会 社 清 算 損          |  |  | 86      |         |
| 特   | 固 定 資 産 除 却 損          |  |  | 1       | 12,113  |
|     | 税 引 前 当 期 純 利 益        |  |  |         | 203,485 |
| 特   | 法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  | △1      | △1      |
|     | 当 期 純 利 益              |  |  |         | 203,486 |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

東京海上ホールディングス株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 出澤 尚 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 原田 優子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2018年5月16日

東京海上ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 出澤 尚 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 原田 優子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。
  - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等およびPwCあらた有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018年5月17日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 玉井孝明 ㊞

常勤監査役 伊藤卓 ㊞

監査役 川本裕子 ㊞

監査役 堀井昭成 ㊞

監査役 和仁亮裕 ㊞

(注) 監査役 川本裕子、堀井昭成、和仁亮裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

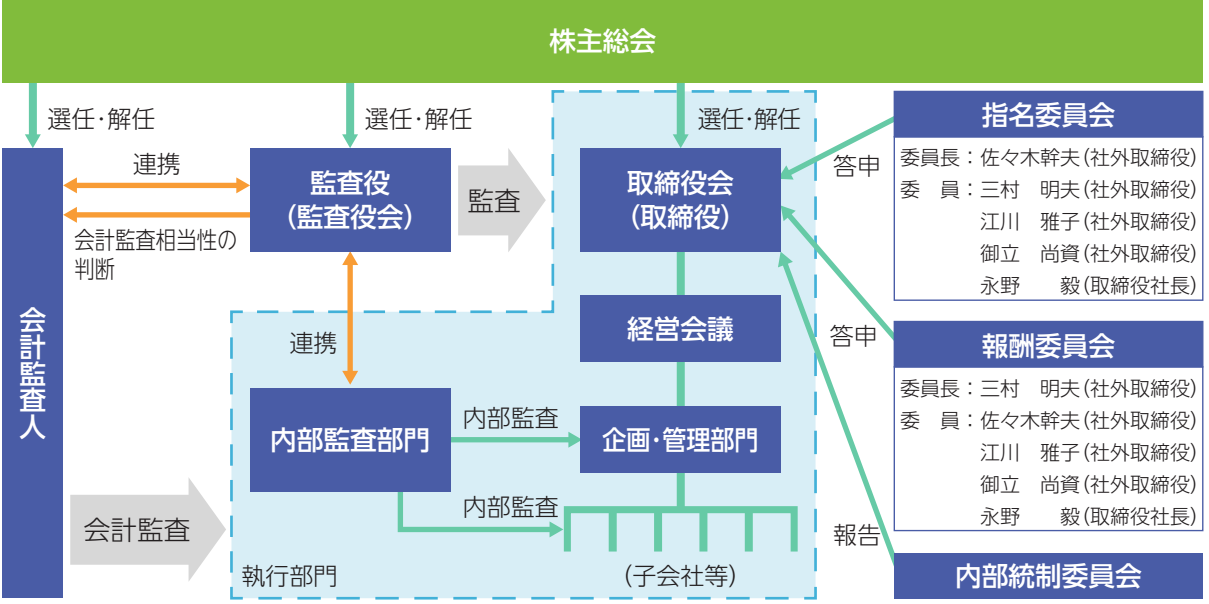
# ご参考：当社のコーポレートガバナンスの体制等

## (1) コーポレートガバナンス体制

当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員等のステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高めてまいります。そのために、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、「内部統制基本方針」に基づき、持株会社としてグループ各社を適切に統治することが重要であると認識しております。

当社は、「東京海上ホールディングスコーポレートガバナンス基本方針」において、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みを定めております。当社のコーポレートガバナンス体制は、監査役会設置会社をベースに任意の指名委員会・報酬委員会を設置するハイブリッド型の機関設計としております。当社は、保険持株会社として、重要な業務執行の決定を取締役会で行っており、社外取締役や社外監査役の知見を活用することで、質の高い意思決定を行っていること、取締役会で議決権を有しない監査役が中立で客観的な監査を行っていることおよび指名委員会・報酬委員会の審議に基づき役員の指名・報酬を決定しており、決定過程の透明性を確保していることから、こうした体制が現時点では最適と判断しております。

コーポレートガバナンス体制図





## (2) 取締役会の実効性評価

### イ 取締役会の実効性評価の方法

当社は、取締役会のさらなる機能発揮に向け、毎年1回取締役会の実効性評価を実施しております。具体的には、取締役会に参加している全員の意見を反映した評価とすべく、取締役および監査役の全員を対象に、取締役会の運営や機能発揮の状況に関するアンケートを行い、その結果を取締役に報告しております。

### ロ 取締役会の実効性評価の結果

取締役会の運営については、説明の簡素化およびわかりやすさの向上等もあり、役員が活発に発言し、自由闊達に建設的な議論が行われており、取締役会の機能発揮は概ね十分であると評価されております。

一方で、取締役会資料の電子提供の実施、わかりやすい資料の提供に対する評価は高いものの、資料についての不断の見直しやポイントを絞った大局的な説明を求める意見もあり、こうした点については引き続き改善に努めております。

## (3) 「戦略論議」の実施

当社は、社外取締役や社外監査役の知見を活かして、会社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略を構築していきたいと考えております。そのために、取締役会において、直面する経営環境や経営課題等をテーマにした論議を「戦略論議」と称し、実施しております。テーマは、取締役および監査役の全員のアンケートの回答や独立役員会議で話題に上ったテーマを基に選定しております。2017年度は以下のテーマ等について論議を行っており、2018年度もこうした論議を継続していく予定であります。

- ・東京海上グループ次期中期経営計画
- ・海外子会社経営者との意見交換
- ・リスクベース経営(Enterprise Risk Management)
- ・グローバルマネジメントに向けた人材育成
- ・東京海上グループの事業戦略

## (4) 「独立役員会議」の実施

当社は、独立役員のみを構成員とする会合を年に1回開催しております。アジェンダ設定を含めた会議の進行全てを独立役員が行い、当社に対する客観的な意見交換を実施しています。会議で議論されたテーマ等は、必要に応じて社長にフィードバックされています。

## (5) 東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針

### 第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

#### (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

### 第2章 株主の権利・平等性の確保

#### (株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の実現に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

#### (政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

#### (関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

### 第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

### 第4章 適切な情報開示と透明性の確保

#### (適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

### 第5章 取締役会等の責務

#### (取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
- 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
- 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

#### (取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
- 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

**(取締役の選任要件)**

第9条 当社および主な事業子会社(東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社および東京海上日動あんしん生命保険株式会社をいう。以下同じ。)の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グローバル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

**(監査役の役割)**

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

**(監査役会の構成)**

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

**(監査役の選任要件)**

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件を満たすことに加え、グロー

バル企業経営、金融、財務・会計、法律、法令遵守等内部統制、技術革新、HRM(ヒューマン・リソース・マネジメント)等の分野で高い見識と豊富な経験を有し、原則として、第16条に定める独立性判断基準を満たす者とする。

3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

**(執行役員の選任要件)**

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

**(指名委員会の役割)**

第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

①当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任

②当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

**(指名委員会の構成)**

第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

**(社外役員の独立性判断基準)**

第16条 当社の社外取締役および社外監査役の独立性は、以下に該当しないことをもって判断する。その詳細は別表に定める。

①当社の経営者または従業員である(あった)者

②当社と重要な取引関係がある会社の経営者または従業員である者

③当社の役員と親族関係にある者

- ④当社のアドバイザーとして役員報酬以外に一定額を超える報酬を受けている者
- ⑤当社の主要な株主またはその経営者もしくは従業員である者

#### (報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

- 2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
- ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

#### (報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

#### (役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

- ①役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
  - ②業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
  - ③経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株価に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
  - ④経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- 2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
  - 3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

#### (役員報酬体系)

第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。

- 2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

#### (事業子会社の統治方法)

第21条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。

- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。
- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

#### (役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことができるよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

### 第6章 株主との対話

#### (株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。

- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

## 第7章 改廃権限 (改廃権限)

第24条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は法務部担当の業務執行役員が行うことができる。

2017年5月15日改定

(注) 第16条にいう「別表」につきましては、20頁をご参照ください。

以 上

その他の当社のコーポレートガバナンスに関する事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しているコーポレートガバナンス報告書(最終更新：2018年5月)をご参照ください。

また、上記のウェブサイトには、「株主・投資家情報」等として、当社の経営戦略に関する説明資料等も掲載しております。



## 「健康経営銘柄2018」「健康経営優良法人2018（ホワイト500）」への選定

当社は、経済産業省と東京証券取引所が共同で企画する「健康経営銘柄2018」に選定されました。2016年度から3年連続での選定となります。

また、当社、東京海上日動、あんしん生命、東京海上日動メディカルサービスおよび東京海上日動システムズの5社が、保険者（健康保険組合等）と連携して優良な健康経営を実践している法人を認定、公表する制度である「健康経営優良法人2018（ホワイト500）」に選定されました。



健康経営とは、企業が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することをいいます。「健康経営銘柄」、「健康経営優良法人（ホワイト500）」は、健康経営の取り組みが一層促進されることを目的として設立された制度であり、健康経営に戦略的に取り組んでいる企業が選定されます。

当社グループは、社員誰もが健康で能力を最大限に発揮しグループの成長に貢献できるよう、健康増進、生活習慣改善、重症化予防、メンタルヘルス等の課題に重点的に取り組んでおり、こうした点が評価され、今回の選定となりました。また、東京海上日動においては、毎年スポーツ大会を開催して社員の心身の健康増進に努めるとともに、テレワーク環境を整えることによりワークエンゲージメントの向上に努めるなど、「働き方の変革」にも積極的に取り組んでいます。



スポーツ大会の様子

## 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会サポートの取組み

東京海上日動は、東京2020ゴールド損害保険パートナーとして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」といいます）およびオリンピック・パラリンピック日本代表選手団をサポートしています。



東京2020 ゴールドパートナー（損害保険）

東京海上日動は、東京2020大会をサポートしていくことを周知する取組みの一環として、2015年度よりキャンペーンを実施しています。2018年4月からは、「花咲く2020キャンペーン」として（2018年9月末まで）、一定の応募条件を満たすお客様に対して、東京海上日動オリジナルフレーム切手をプレゼントしています（先着20万名様まで）。



東京海上日動は、スポーツを通じた青少年の健全な育成や日本のスポーツ界の発展に貢献したいという思いのもと、様々なスポーツ支援を行ってまいりました。今後も、東京2020ゴールド損害保険パートナーとして東京2020大会の成功をサポートするに留まらず、本大会の成功が日本の未来にとって素晴らしい礎の一つとなるよう、アスリート・人・社会の挑戦を応援してまいります。

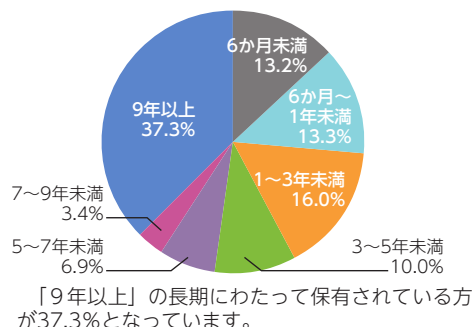


## 「株主さま向けアンケート」の結果のご報告

株主の皆さまにおかれましては、「第16期中間報告書」（昨年11月に発送）において実施いたしました「株主さま向けアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。アンケートにおいて頂戴したご意見は、今後の事業活動の参考にさせていただきます。

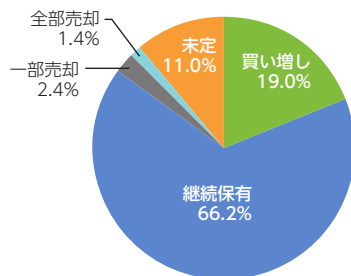
以下にアンケート結果の一部をご報告します。

### ■ 当社株式の保有年数をお知らせください



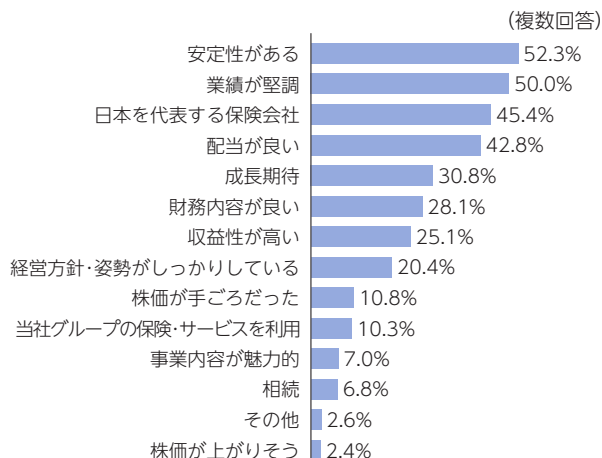
### ■ 当社株式に対して

#### 今後どのような方針をお持ちですか



「継続保有」と「買い増し」を合計すると85.2%となり、多くの方が今後も保有されるご意向であることがうかがえます。

### ■ 当社株式をどのような理由で取得されましたか



「安定性がある」「業績が堅調」のご回答が上位を占めるとともに、「配当が良い」のご回答の割合が昨年よりも上昇しました。

### アンケートでいただいたご意見の一部をご紹介します。

- ・業界のリーディングカンパニーとして、堅調で、革新的な会社であり続けてほしいです。
- ・国内保険事業をベースとしながら、グローバルな保険グループとしてさらに発展していくことを期待しています。
- ・大規模な自然災害が発生しており、リスクを適切にコントロールしてほしいと思います。
- ・配当金、配当利回りが良いので今後も期待しています。

## 東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、  
お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、  
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。  
株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。  
社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。  
良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。

# 株主総会会場 ご案内図

パレスホテル東京 2階「葵」(主会場)

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

電話 03-3211-5211

## 交通機関のご案内

都営地下鉄

○三田線

東京メトロ

●千代田線 ●半蔵門線

●丸ノ内線 ●東西線

「大手町駅」

C13b出口より

地下通路でパレスホテル東京  
地下1階に直結

JR

「東京駅」

丸の内北口より 徒歩8分



※会場には、本総会のための駐車場、駐輪場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用ください。

※主会場が混雑した場合は、別会場をご案内させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

※ご発言は主会場にて承りますので、ご発言を希望される株主様は、主会場へご入場ください。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい  
「ベジタブルインキ」を  
使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。



2018年5月31日

株主各位

第16回定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示事項

東京海上ホールディングス株式会社

## <目次>

### 事業報告

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| 1. 保険持株会社の現況に関する事項                      |    |
| (3) 企業集団の主要な事務所の状況                      | 1  |
| (5) 企業集団の主要な借入先の状況                      | 2  |
| 5. 新株予約権等に関する事項                         | 3  |
| 8. 業務の適正を確保するための体制                      |    |
| (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の<br>内容の概要 | 5  |
| 9. 特定完全子会社に関する事項                        | 8  |
| 連結株主資本等変動計算書                            | 9  |
| 連結注記表                                   | 10 |
| 株主資本等変動計算書                              | 20 |
| 個別注記表                                   | 21 |

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokiomarinehd.com>) に掲載することにより、株主の皆様に提供させていただきます。

## 1. 保険持株会社の現況に関する事項

### (3) 企業集団の主要な事務所の状況(2018年3月31日現在)

#### イ 当社

| 事 務 所 名 | 所 在 地             | 設 置 年 月 日 |
|---------|-------------------|-----------|
| 本社      | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号 | 2002年4月2日 |

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

#### ロ 子会社等

| 事業セグメント  | 会 社 名             | 事 務 所 名          | 所 在 地              | 設置年月日          |
|----------|-------------------|------------------|--------------------|----------------|
| 国内損害保険事業 | 東京海上日動火災保険(株)     | 本社               | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号  | 1944年<br>3月20日 |
|          |                   | 北海道              |                    |                |
|          |                   | 北海道支店<br>他6部支店   |                    |                |
|          |                   | 東北               |                    |                |
|          |                   | 仙台支店<br>他9部支店    |                    |                |
|          |                   | 関東               |                    |                |
|          |                   | 東京中央支店<br>他31部支店 |                    |                |
|          |                   | 東海・北陸            |                    |                |
|          |                   | 愛知南支店<br>他25部支店  |                    |                |
|          | 日新火災海上保険(株)       | 関西               | 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地 | 1908年<br>6月10日 |
|          |                   | 大阪南支店<br>他24部支店  |                    |                |
|          |                   | 中国・四国            |                    |                |
| 国内生命保険事業 | 東京海上日動あんしん生命保険(株) | 広島支店<br>他14部支店   | 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号  | 1996年<br>8月6日  |
|          |                   | 九州               |                    |                |
|          |                   | 福岡中央支店<br>他13部支店 |                    |                |
| 国内生命保険事業 | 東京海上日動あんしん生命保険(株) | 本社(東京本社)、さいたま本社  | 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地 | 1908年<br>6月10日 |
|          |                   | 本社               |                    |                |

| 事業セグメント | 会 社 名                                | 事 務 所 名 | 所 在 地                | 設置年月日          |
|---------|--------------------------------------|---------|----------------------|----------------|
| 海外保険事業  | フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション | 本社      | 米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド | 1981年<br>7月6日  |
|         | デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド       | 本社      | 米国・デラウェア州・ウィルミントン    | 1987年<br>5月27日 |
|         | エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド | 本社      | 米国・デラウェア州・ドーバー       | 1991年<br>3月27日 |
|         | トウキョウ・マリン・キリン・グループ・リミテッド             | 本社      | 英国・ロンドン              | 1994年<br>7月11日 |
| 金融・一般事業 | 東京海上アセットマネジメント(株)                    | 本社      | 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号    | 1985年<br>12月9日 |

- (注) 1. 本表は子会社等のうち、主要なものについて記載しております。  
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。  
3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。  
4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

#### (5) 企業集団の主要な借入先の状況(2018年3月31日現在)

| 事業セグメント  | 会 社 名         | 借 入 先     | 借入金残高      |
|----------|---------------|-----------|------------|
| 国内損害保険事業 | 東京海上日動火災保険(株) | シンジケートローン | 254,976百万円 |

- (注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするものであります。なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、2018年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号を変更しています。



## 5. 新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員(以下、あわせて「当社役員等」といいます)を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりであります。

|                | 事業年度の末日の状況 |                     | 概要                         |                        |                    |
|----------------|------------|---------------------|----------------------------|------------------------|--------------------|
|                | 新株予約権の数    | 新株予約権の目的たる株式の種類および数 | 新株予約権の払込金額<br>(新株予約権1個当たり) | 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権を行使することができる期間 |
| 2005年7月発行新株予約権 | 5個         | 普通株式<br>2,500株      | 無償                         | 株式1株当たり<br>払込金額1円      | 新株予約権付与時から30年間     |
| 2006年7月発行新株予約権 | 4個         | 普通株式<br>2,000株      | 2,013,506円                 |                        |                    |
| 2007年7月発行新株予約権 | 38個        | 普通株式<br>3,800株      | 491,700円                   |                        |                    |
| 2008年8月発行新株予約権 | 50個        | 普通株式<br>5,000株      | 353,300円                   |                        |                    |
| 2009年7月発行新株予約権 | 182個       | 普通株式<br>18,200株     | 237,600円                   |                        |                    |
| 2010年7月発行新株予約権 | 311個       | 普通株式<br>31,100株     | 234,400円                   |                        |                    |
| 2011年7月発行新株予約権 | 480個       | 普通株式<br>48,000株     | 219,500円                   |                        |                    |
| 2012年7月発行新株予約権 | 710個       | 普通株式<br>71,000株     | 181,900円                   |                        |                    |
| 2013年7月発行新株予約権 | 769個       | 普通株式<br>76,900株     | 332,600円                   |                        |                    |
| 2014年7月発行新株予約権 | 962個       | 普通株式<br>96,200株     | 310,800円                   |                        |                    |
| 2015年7月発行新株予約権 | 1,014個     | 普通株式<br>101,400株    | 500,800円                   |                        |                    |
| 2016年7月発行新株予約権 | 1,511個     | 普通株式<br>151,100株    | 337,700円                   |                        |                    |
| 2017年7月発行新株予約権 | 1,542個     | 普通株式<br>154,200株    | 455,100円                   |                        |                    |

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。  
2. 2005年7月発行新株予約権は、旧商法第280条の20および同法第280条の21の規定に基づき、当社役員等を対象に、特に有利な条件で発行したものであります。  
3. 2006年7月から2017年7月までに発行した新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行したものであります。  
4. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

|                    | 新株予約権<br>の数 | 新株予約権の<br>目的たる株式の<br>種類および数 | 取締役<br>(社外役員を除く) |      | 社外取締役 |     | 監査役  |     |
|--------------------|-------------|-----------------------------|------------------|------|-------|-----|------|-----|
|                    |             |                             | 保有人数             | 個数   | 保有人数  | 個数  | 保有人数 | 個数  |
| 2007年7月発行<br>新株予約権 | 19個         | 普通株式<br>1,900株              | 1名               | 16個  | —     | —   | 1名   | 3個  |
| 2008年8月発行<br>新株予約権 | 22個         | 普通株式<br>2,200株              | 1名               | 19個  | —     | —   | 1名   | 3個  |
| 2009年7月発行<br>新株予約権 | 39個         | 普通株式<br>3,900株              | 1名               | 33個  | —     | —   | 1名   | 6個  |
| 2010年7月発行<br>新株予約権 | 48個         | 普通株式<br>4,800株              | 1名               | 34個  | 1名    | 7個  | 1名   | 7個  |
| 2011年7月発行<br>新株予約権 | 113個        | 普通株式<br>11,300株             | 2名               | 73個  | 2名    | 14個 | 1名   | 26個 |
| 2012年7月発行<br>新株予約権 | 192個        | 普通株式<br>19,200株             | 3名               | 113個 | 2名    | 18個 | 1名   | 61個 |
| 2013年7月発行<br>新株予約権 | 153個        | 普通株式<br>15,300株             | 3名               | 84個  | 2名    | 14個 | 2名   | 55個 |
| 2014年7月発行<br>新株予約権 | 118個        | 普通株式<br>11,800株             | 4名               | 98個  | 2名    | 12個 | 1名   | 8個  |
| 2015年7月発行<br>新株予約権 | 170個        | 普通株式<br>17,000株             | 5名               | 158個 | 3名    | 12個 | —    | —   |
| 2016年7月発行<br>新株予約権 | 246個        | 普通株式<br>24,600株             | 7名               | 228個 | 3名    | 18個 | —    | —   |
| 2017年7月発行<br>新株予約権 | 254個        | 普通株式<br>25,400株             | 9名               | 234個 | 4名    | 20個 | —    | —   |

(注) 事業年度の末日において当社取締役および監査役は、当社取締役および監査役の職務執行の対価として付与された新株予約権を本表に記載の個数有しておりますが、この他、各新株予約権の発行時点において当社の執行役員または当社の主要な子会社の取締役もしくは執行役員として付与された新株予約権を以下の個数有しております。

- ・ 2005年7月発行新株予約権： 5個
- ・ 2006年7月発行新株予約権： 4個
- ・ 2007年7月発行新株予約権： 16個
- ・ 2008年8月発行新株予約権： 16個
- ・ 2009年7月発行新株予約権： 85個
- ・ 2010年7月発行新株予約権： 135個
- ・ 2011年7月発行新株予約権： 161個
- ・ 2012年7月発行新株予約権： 155個
- ・ 2013年7月発行新株予約権： 131個
- ・ 2014年7月発行新株予約権： 133個
- ・ 2015年7月発行新株予約権： 130個
- ・ 2016年7月発行新株予約権： 127個
- ・ 2017年7月発行新株予約権： 84個

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

|                | 新株予約権の数 | 新株予約権の目的たる株式の種類および数 | 使用人  |      | 子法人等の役員および使用人 |        |
|----------------|---------|---------------------|------|------|---------------|--------|
|                |         |                     | 交付人数 | 個数   | 交付人数          | 個数     |
| 2017年7月発行新株予約権 | 1,259個  | 普通株式<br>125,900株    | 12名  | 221個 | 66名           | 1,038個 |

(注) 本表の使用人の新株予約権の個数には、新株予約権の発行時点において当社の主要な子会社の取締役または執行役員であった当社使用人が、当該子会社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により付与された新株予約権を含んでおります。なお、当社の使用人は、当社執行役員(当社の取締役兼務者を除く)であります。

## 8. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制基本方針」を定めております。

#### 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

#### 1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
  - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社(以下「子会社等」という。)と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
    - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
    - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
    - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
  - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

## 2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
  - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
  - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
  - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。
  - d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

## 3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
  - a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
  - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
  - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

## 4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画(数値目標等を含む。)を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策

定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、総合的調整を図った上で推進する。

- (5) 当社は、グループのITガバナンスに関する基本方針を定め、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (7) 当社は、(1)～(6)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

#### 5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

#### 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン(内部通報制度)の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2015年4月1日改定

## **9. 特定完全子会社に関する事項**

### **(1) 特定完全子会社の名称及び住所**

東京海上日動火災保険株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

### **(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額**

2,095,774百万円

### **(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額**

2,401,883百万円

2017年度 [ 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで ] 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                          | 株主資本    |           |          |            |
|--------------------------|---------|-----------|----------|------------|
|                          | 資本金     | 利益<br>剰余金 | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
| 当期首残高                    | 150,000 | 1,699,030 | △13,658  | 1,835,371  |
| 当期変動額                    |         |           |          |            |
| 剰余金の配当                   |         | △113,981  |          | △113,981   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |         | 284,183   |          | 284,183    |
| 自己株式の取得                  |         |           | △125,091 | △125,091   |
| 自己株式の処分                  |         | △210      | 642      | 431        |
| 自己株式の消却                  |         | △23,661   | 23,661   | —          |
| 持分法の適用範囲の<br>変動          |         | 5,675     |          | 5,675      |
| 連結子会社の増資<br>による持分の増減     |         | △24       |          | △24        |
| 在外子会社の採用する<br>会計基準に基づく変動 |         | △13,119   |          | △13,119    |
| その他                      |         | 16        |          | 16         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  |         |           |          |            |
| 当期変動額合計                  | —       | 138,877   | △100,787 | 38,089     |
| 当期末残高                    | 150,000 | 1,837,908 | △114,446 | 1,873,461  |

|                          | その他の包括利益累計額          |                 |              |                      | 新株<br>予約権 | 非支配株主<br>持分 | 純資産<br>合計 |
|--------------------------|----------------------|-----------------|--------------|----------------------|-----------|-------------|-----------|
|                          | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付<br>に係る<br>調整累計額 |           |             |           |
| 当期首残高                    | 1,600,740            | 11,098          | 112,869      | △17,933              | 2,292     | 25,321      | 3,569,760 |
| 当期変動額                    |                      |                 |              |                      |           |             |           |
| 剰余金の配当                   |                      |                 |              |                      |           |             | △113,981  |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益      |                      |                 |              |                      |           |             | 284,183   |
| 自己株式の取得                  |                      |                 |              |                      |           |             | △125,091  |
| 自己株式の処分                  |                      |                 |              |                      |           |             | 431       |
| 自己株式の消却                  |                      |                 |              |                      |           |             | —         |
| 持分法の適用範囲の<br>変動          |                      |                 |              |                      |           |             | 5,675     |
| 連結子会社の増資<br>による持分の増減     |                      |                 |              |                      |           |             | △24       |
| 在外子会社の採用する<br>会計基準に基づく変動 |                      |                 |              |                      |           |             | △13,119   |
| その他                      |                      |                 |              |                      |           |             | 16        |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額）  | 264,125              | △269            | △36,787      | △2,110               | 260       | 2,468       | 227,686   |
| 当期変動額合計                  | 264,125              | △269            | △36,787      | △2,110               | 260       | 2,468       | 265,776   |
| 当期末残高                    | 1,864,865            | 10,829          | 76,081       | △20,044              | 2,552     | 27,789      | 3,835,536 |

（注）在外子会社の採用する会計基準に基づく変動は、米国税制改革に伴い定められた会計基準（ASU 2018-02）の早期適用に基づく、その他有価証券評価差額金への振替によるものです。後掲追加情報の注記を併せてご参照下さい。



## 連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 160社

##### 主要な会社名

東京海上日動火災保険㈱

日新火災海上保険㈱

イーデザイン損害保険㈱

東京海上日動あんしん生命保険㈱

東京海上ミレア少額短期保険㈱

東京海上アセットマネジメント㈱

トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド

フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション

フィラデルフィア・インデムニティー・インシュアランス・カンパニー

ファースト・インシュアランス・カンパニー・オブ・ハワイ・リミテッド

トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパニー

デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド

セイフティ・ナショナル・カジュアリティ・コーポレーション

リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー

リライアンス・スタンダード・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・テキサス

エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッド

ヒューストン・カジュアルティ・カンパニー

ユーエス・スペシャルティ・インシュアランス・カンパニー

エイチシーシー・ライフ・インシュアランス・カンパニー

トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド

トウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド

エイチシーシー・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・ピーエルシー

トウキョウ・ミレニアム・リー・アーゲー

トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッド

トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガポール・リミテッド

トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガポール・リミテッド

トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド

トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ベルハッド

トウキョウ・マリン・セグラドーラ・エス・エー

ダブル・エヌ・シー・インシュアランス・ホールディング・コーポレーション他10社は株式の追加取得等により新たに子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

前連結会計年度において連結子会社でありましたリバティ・アメリカン・インシュアランス・グループ・インコーポレイテッド他3社は清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

## (2) 主要な非連結子会社の名称等

### 主要な会社名

東京海上日動調査サービス(株)  
東京海上キャピタル(株)

### 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からいずれも小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法適用の関連会社の数 7社

#### 主要な会社名

イフコ トキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド  
エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

イフコ トキオ・ジェネラル・インシュアランス・カンパニー・リミテッドは重要性が増加したため、当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

前連結会計年度において持分法を適用していたダブル・エヌ・シー・インシュアランス・ホールディング・コーポレーション他6社は、株式の追加取得により関連会社から子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の範囲から除いております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス(株)、東京海上キャピタル(株)他）および関連会社（アルインマー・トウキョウ・マリン・カンパニー他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険(株)および日新火災海上保険(株)を通じて日本地震再保険(株)の議決権の30.1%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社3社および海外連結子会社148社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

- ② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。
- ③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。
- また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。
- 東京海上日動あんしん生命保険㈱において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「解約返戻金市場金利連動型個人年金保険（米国通貨建）のうち据置期間中の保険契約に係るドル建て責任準備金部分」、「積立利率変動型個人年金保険のうち据置期間中の保険契約に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（米国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」および「積立利率変動型一時払終身積立保険（日本国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。
- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑥ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

（2）デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

（3）有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

（4）無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

（5）重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

② 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

③ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13年）による定額法により費用処理しております。

(7) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(8) 重要なリース取引の処理方法

主な国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険㈱および東京海上日動あんしん生命保険㈱は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM; Asset Liability Management）を実施しております。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）（以下「第26号報告」という。）に基づく繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険㈱は、第26号報告適用前の業種別監査委員会報告第16号「保険業

における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年3月31日 日本公認会計士協会)による2003年3月末の繰延ヘッジ利益について、第26号報告の経過措置に基づいて、ヘッジ手段の残存期間(1~17年)にわたり、定額法により損益に配分しております。なお、本経過措置に基づく、当連結会計年度末の繰延ヘッジ損益(税相当額控除前)は1,256百万円、当連結会計年度の損益に配分された額は3,241百万円であります。

## ② 為替関係

主な国内保険連結子会社は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している通貨スワップ取引・為替予約取引の一部について、時価ヘッジ処理、繰延ヘッジ処理または振当処理を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険(株)は、在外子会社の持分に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する外貨建借入金について、繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

## (10) のれんの償却方法及び償却期間

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィラデルフィア・コンソリデイトッド・ホールディング・コーポレーションに係るものについては20年間、エイチシーシー・インシュアランス・ホールディングス・インコーポレイテッドに係るものについては10年間、その他については5~15年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っております。

## (11) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

イーデザイン損害保険(株)の保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、法令および同社の定款の規定に基づき行っております。

## <追加情報の注記>

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正)

米国税制改革法(Tax Cuts and Jobs Act of 2017)が2017年12月22日に成立したことにより、2018年1月1日以降、当社の米国連結子会社等に適用される連邦法人税率が35%から21%へ引き下げられました。

この税制改革に伴い、繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)が60,321百万円減少したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益が57,856百万円増加しております。なお、当該増加額には、その他有価証券の評価差額に係る繰延税金負債の減少による影響額(13,119百万円)が米国会計基準に基づき含まれておりますが、米国税制改革に伴い定められた会計基準(ASU 2018-02)の早期適用により、連結株主資本等変動計算書において当該影響額を利益剰余金からその他有価証券評価差額金へ振り替えております。

＜連結貸借対照表の注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額は360,585百万円、圧縮記帳額は18,721百万円であります。
2. 非連結の関係会社の株式の額は225,698百万円、出資金の額は18,547百万円であります。
3. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は30,840百万円であります。この内訳は次のとおりであります。

(1) 破綻先債権額はありません。

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(2) 延滞債権額は17,177百万円であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(3) 3カ月以上延滞債権額は5,725百万円であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権額は7,937百万円であります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 担保に供している資産は、預貯金51,288百万円、買入金銭債権19,981百万円、有価証券294,890百万円、貸付金15,209百万円であります。

また、担保付債務は、支払備金155,335百万円、責任準備金116,795百万円、その他の負債（外国再保険借等）65,890百万円であります。

5. 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは36,551百万円（時価）であり、すべて自己保有しております。

6. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが712,687百万円含まれております。

7. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 貸出コミットメントの総額 | 500,508百万円 |
| 貸出実行残高       | 346,344百万円 |
| 差引額          | 154,164百万円 |

8. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに219,705百万円であります。

9. 東京海上日動火災保険㈱は子会社の債務を保証しており、各社に対する保証残高は次のとおりであります。

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| トウキョウ・マリン・コンパニー・デ・セグロス          | 4,972百万円 |
| トウキョウ・マリン・パシフィック・インシュアランス・リミテッド | 3,038百万円 |
| 計                               | 8,010百万円 |

10. その他資産には、保険業法第113条繰延資産3,826百万円が含まれております。

11. その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円が含まれております。

#### <連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

|         |            |
|---------|------------|
| 代理店手数料等 | 574,418百万円 |
| 給与      | 307,475百万円 |

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. その他特別利益の主な内訳は、関係会社清算益1,394百万円および関係会社株式売却益220百万円であります。

#### <連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首<br>株式数（千株） | 当連結会計年度<br>増加株式数（千株） | 当連結会計年度<br>減少株式数（千株） | 当連結会計年度末<br>株式数（千株） |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 753,024              | —                    | 5,000                | 748,024             |
| 合計    | 753,024              | —                    | 5,000                | 748,024             |
| 自己株式  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 2,912                | 24,815               | 5,136                | 22,591              |
| 合計    | 2,912                | 24,815               | 5,136                | 22,591              |

(注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少5,000千株は、すべて自己株式の消却によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加24,815千株の主な内訳は、取締役会決議による自己株式の取得による増加24,796千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少5,136千株の主な内訳は、自己株式の消却による減少5,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分      | 新株予約権の内訳            | 当連結会計年度末残高（百万円） |
|---------|---------------------|-----------------|
| 当社（親会社） | ストック・オプションとしての新株予約権 | 2,552           |



### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 2017年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 54,383          | 72.50            | 2017年3月31日 | 2017年6月27日 |
| 2017年11月17日<br>取締役会  | 普通株式  | 59,598          | 80.00            | 2017年9月30日 | 2017年12月1日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2018年6月25日開催の第16回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

| (決議)                 | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------------|-------|---------------------|------------|------------|
| 2018年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 58,034              | 利益剰余金 | 80.00               | 2018年3月31日 | 2018年6月26日 |

#### <金融商品に関する注記>

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っております。そのため、資産・負債総合管理（ALM; Asset Liability Management）を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っております。

具体的には、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心とした一定の信用リスクをとる運用を行っております。また、外国証券等も活用し、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しております。保有する資産については、リスクの軽減等を目的として、為替予約取引等のデリバティブ取引も活用しております。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る市場リスク、信用リスク等の管理を実施しております。

こうした取り組みによって、運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非連結子会社株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

|                      | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額      |
|----------------------|----------------|------------|---------|
| (1) 現金及び預貯金          | 733,832        | 733,877    | 44      |
| (2) コールローン           | 135,000        | 135,000    | —       |
| (3) 買現先勘定            | 4,999          | 4,999      | —       |
| (4) 債券貸借取引支払保証金      | 30,880         | 30,880     | —       |
| (5) 買入金銭債権           | 1,252,343      | 1,252,343  | —       |
| (6) 金銭の信託            | 214,101        | 214,101    | —       |
| (7) 有価証券             |                |            |         |
| 売買目的有価証券             | 477,526        | 477,526    | —       |
| 満期保有目的の債券            | 4,785,178      | 5,472,911  | 687,733 |
| 責任準備金対応債券            | 38,180         | 39,227     | 1,046   |
| その他有価証券              | 10,989,173     | 10,989,173 | —       |
| (8) 貸付金              | 893,984        |            |         |
| 貸倒引当金（*1）            | △3,946         |            |         |
|                      | 890,037        | 894,386    | 4,348   |
| (9) 社債（*2）           | (59,766)       | (58,840)   | (△926)  |
| (10) 債券貸借取引受入担保金（*2） | (383,853)      | (383,853)  | —       |
| (11) デリバティブ取引（*3）    | 50,470         | 50,470     | —       |

（\*1）貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（\*3）その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### （注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金（うち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に基づいて有価証券として取り扱うものを除く）、(2)コールローン、(3)買現先勘定、(4)債券貸借取引支払保証金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としております。

(5)買入金銭債権、(6)金銭の信託、(7)有価証券（「(1)現金及び預貯金」のうち金融商品に関する会計基準に基づいて有価証券として取り扱うものを含む）のうち市場価格のあるものについては、上場株式は取引所の価格、債券は店頭取引による価格等によっております。市場価格のないものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。

(8) 貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(9) 社債については、店頭取引による価格等によっております。

(10) 債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(11) デリバティブ取引のうち市場取引については、取引所の価格によっております。市場取引以外の取引については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やモデルを用いて算定した価格等によっております。

(注2) 非連結子会社株式等、非上場株式および組合出資金等（連結貸借対照表計上額336,233百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7)有価証券」には含めておりません。

また、約款貸付（連結貸借対照表計上額117,895百万円）は、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに行っており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(8)貸付金」には含めておりません。

#### < 賃貸等不動産に関する注記 >

##### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪および名古屋などを中心にオフィスビル（土地を含む）を所有しており、その一部を賃貸しております。

##### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

| 連結貸借対照表計上額 | 時価      |
|------------|---------|
| 60,366     | 133,581 |

（注1）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

#### < 1株当たり情報に関する注記 >

|            |           |
|------------|-----------|
| 1株当たり純資産額  | 5,245円40銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 382円83銭   |

2017年度 [ 2017年4月1日から  
2018年3月31日まで ] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

|                         | 株主資本    |           |              |           |             |          |            |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------|-------------|----------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金     |              | 利益剰余金     |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |
|                         |         | 資本<br>準備金 | その他資本<br>剰余金 | その他利益剰余金  |             |          |            |
|                         |         |           |              | 別途<br>積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |          |            |
| 当期首残高                   | 150,000 | 1,511,485 | －            | 332,275   | 451,682     | △13,658  | 2,431,784  |
| 当期変動額                   |         |           |              |           |             |          |            |
| 剰余金の配当                  |         |           |              |           | △113,981    |          | △113,981   |
| 当期純利益                   |         |           |              |           | 203,486     |          | 203,486    |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |           |             | △125,091 | △125,091   |
| 自己株式の処分                 |         |           | △210         |           |             | 642      | 431        |
| 自己株式の消却                 |         |           | △23,661      |           |             | 23,661   | －          |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |         |           | 23,872       |           | △23,872     |          | －          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |              |           |             |          |            |
| 当期変動額合計                 | －       | －         | －            | －         | 65,632      | △100,787 | △35,154    |
| 当期末残高                   | 150,000 | 1,511,485 | －            | 332,275   | 517,315     | △114,446 | 2,396,629  |

|                         | 新株<br>予約権 | 純資産<br>合計 |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 当期首残高                   | 2,292     | 2,434,077 |
| 当期変動額                   |           |           |
| 剰余金の配当                  |           | △113,981  |
| 当期純利益                   |           | 203,486   |
| 自己株式の取得                 |           | △125,091  |
| 自己株式の処分                 |           | 431       |
| 自己株式の消却                 |           | —         |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替        |           | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 260       | 260       |
| 当期変動額合計                 | 260       | △34,894   |
| 当期末残高                   | 2,552     | 2,399,182 |

## 個別注記表

### ＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

#### 1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備… 8～18年

器具及び備品… 3～15年

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### ＜貸借対照表に関する注記＞

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 330百万円 |
|-------------------|--------|

#### 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

|        |          |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 2,097百万円 |
|--------|----------|

|        |        |
|--------|--------|
| 短期金銭債務 | 378百万円 |
|--------|--------|

### ＜損益計算書に関する注記＞

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

|      |            |
|------|------------|
| 営業収益 | 227,510百万円 |
|------|------------|

|      |          |
|------|----------|
| 営業費用 | 1,834百万円 |
|------|----------|

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 営業取引以外の取引による取引高 | 50,263百万円 |
|-----------------|-----------|

### ＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

#### 当事業年度末における自己株式の種類および株式数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 22,591,149株 |
|------|-------------|

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損

41,553百万円

その他

1,433百万円

繰延税金資産小計

42,987百万円

評価性引当額

△42,987百万円

繰延税金資産合計

－百万円

繰延税金資産の純額

－百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称        | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容   | 取引金額   | 科目 | 期末残高 |
|-----|---------------|----------------|----------------|---------|--------|----|------|
| 子会社 | 東京海上日動火災保険(株) | 所有<br>直接100%   | 役員の兼任<br>経営管理等 | 現物出資(注) | 49,690 | －  | －    |

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 現物出資の取引金額は、子会社株式49,690百万円を現物出資したものであります。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額

3,303円 72銭

1株当たり当期純利益

274円 12銭